

食料・農業・農村をめぐる現状と課題

1. 我が国の食料・農業・農村をめぐる現状

(1) 日本経済の現状

(2) 食料をめぐる現状

- ①世界の食料需給
- ②我が国の食料消費の変化と食料自給率の推移
- ③安全・安心に対する関心の高まり
- ④食品産業をめぐる現状

(3) 農業をめぐる現状

- ①農地の動向
- ②農業生産構造の動向
- ③農業経営の動向
- ④新規就農・農業生産法人の動向

(4) 農村をめぐる現状

2. 食料・農業・農村に関する施策の動向

(1) 新基本法以降の農政の流れ

- ①基本法から新基本法へ
- ②基本計画
- ③経営展望・構造展望
- ④新基本法農政の進展
- ⑤食と農の再生プラン

(2) 食の安全と安心の確保

(3) 農業の構造改革の加速化

- ①米政策改革
- ②農地制度の見直し
- ③農協系統組織の改革

(4) 都市と農山漁村の共生・対流の推進

(5) バイオマス・ニッポン総合戦略

3. 食料・農業・農村をめぐる国際情勢

(1) 主要国の農業政策の動向

(2) WTO農業交渉の状況

(3) FTAをめぐる状況

＜農業基本法から食料・農業・農村基本法への変遷＞

	一 般	食 料	農 業	農 村
昭和 35 (1960)	●国民所得倍増計画決定 ●第1次貿易自由化計画(35～39)	●農産物 121 品目輸入自由化	●中型乗用トラクターの登場	●集団就職ピーク(農村人口の流出)
36 (61)		●大豆の輸入自由化	農業基本法制定	
37 (62)	●EEC共通農業政策実施	●JAS規格制定	●農地法及び農協法改正(農業法人制度) ●農業構造改善事業促進対策発足	●全国総合開発計画策定(拠点開発方式)
38 (63)		●粗糖の輸入自由化		
39 (64)	●IMF8条国へ移行・OECDに加盟		●土地改良法改正(土地改良長期計画) ●動力田植機の開発	
40 (65)	●いざなぎ景気(40～45)		●農業就業人口 1,000 万人を割る ●この時期に価格安定等に係る法制度の整備	●山村振興法制定
41 (66)	●人口1億人を超える			
42 (67)	●資本自由化の進展(42～44)	●ケネディ・ラウンド決着 ●米の生産量ピーク(1,445 万トン)	●自脱型コンバインの登場	
43 (68)	●消費者保護基本法制定 ●日本、GNP世界第2位	●レトルト食品、冷凍米飯の登場		●都市計画法制定
44 (69)			●新規開田抑制の適達、稲作転換対策実施、自主流通米制度の発足	●新全国総合開発計画(大規模プロジェクト方式) ●農業振興地域の整備に関する法律制定
45 (70)		●ファーストフード、ファミリー・レストランの登場	●「総合農政の推進について」閣議決定 ●農地法改正(農地取得上限面積放宽等) ●第1次過剰米処理	●過疎地域対策緊急措置法制定
46 (71)	●ニクソンショック、変動相場制へ移行	●カップめんの登場	●米の生産調整の本格的開始	●農村地域工業等導入促進法制定
47 (72)	●沖縄本土復帰 ●日本列島改造論、地価高騰	●異常気象による世界的な穀物不作		
48 (73)	●第一次石油危機、狂乱物価 ●国民生活二法制定	●米国産大豆の輸出規制		
49 (74)	●戦後初の実質マイナス成長	●コンビニエンス・ストアの登場		●国土利用計画法制定 ●生産緑地法制定
50 (75)			●農用地利用増進事業創設	
51 (76)		●米飯学校給食の開始 ●持帰り弁当チェーンの登場		
52 (77)	●円高旋風(戦後最大の不況)	●200 海里漁業水域の設定		●第三次全国総合開発計画策定(定住構想)
53 (78)			●第二次過剰米処理－水田利用再編対策	
54 (79)	●第二次石油危機	●消費者家計におけるエンゲル係数 30%切る ●東京ラウンド決着		

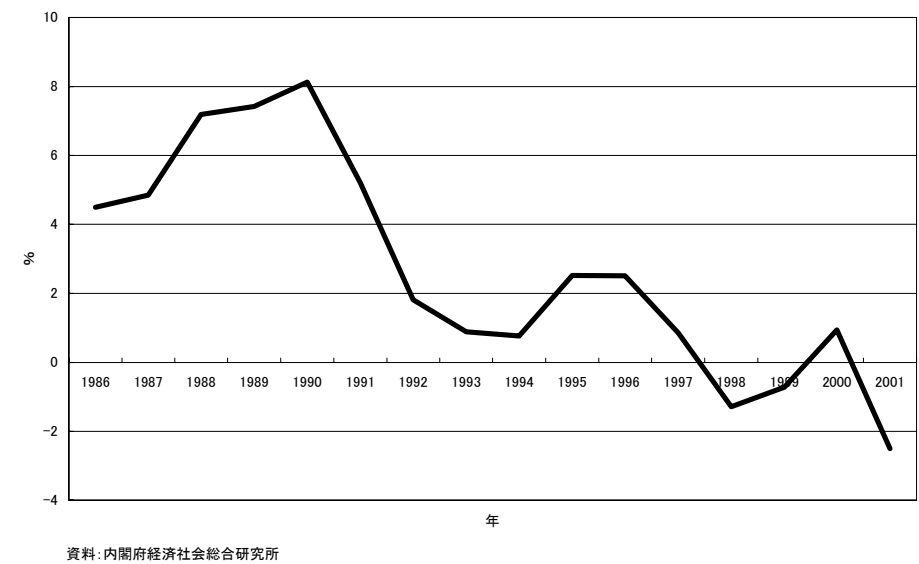
	一 般	食 料	農 業	農 村
55 (80)	●世界一の長寿国へ ●米国、対ノ穀物禁輸	●農政審議会「80 年代の農政の基本方向」答申	●農用地利用増進法制定	●過疎地域振興特別措置法制定 ●農住組合法制定
56 (81)		●食糧管理法改正(配給制度の停止等)	●酪農1戸当たり成牛飼養頭数 ECを超える	
57 (82)	●臨調第3次答申			
58 (83)				
59 (84)				
60 (85)	●プラザ合意			
61 (86)	●前川レポート公表		●農政審議会「21 世紀に向けての農政の基本方向」答申	
62 (87)			●特別栽培米制度の導入	●第四次全国総合開発計画(交流ネットワーク構想)
63 (88)		●日米農産物交渉決着(牛肉、オレンジ自由化、12 品目)		●多極分散型国土形成促進法制定
平成 元 (89)	●土地基本法制定 ●消費税スタート	●供給熱量自給率5割を切る		
2 (90)				●過疎地域活性化特別措置法制定
3 (91)	●バブル経済崩壊		●イネゲノムプロジェクト開始	●農業の有する多面的機能の評価の試み開始
4 (92)	●地球環境サミット	●有機農産物の表示ガイドライン	●「新しい食料・農業・農村政策の方向」決定	●グリーンソーリズムの提唱
5 (93)	●環境基本法制定	●ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉決着	●農業経営基盤強化促進法改正 ●冷害による戦後最悪の米不作	●特定農山村法制定
6 (94)	●製造物責任法制定	●米の緊急輸入	●ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策(6～14)実施	
7 (95)	●地方分権推進法制定 ●阪神・淡路大震災	●WTO発足 ●容器包装リサイクル法制定	●食糧法制定 ●青年就農促進法制定	
8 (96)		●世界食料サミット ●病原性大腸菌 O157 による集団食中毒発生	●英国において狂牛病が社会問題化	
9 (97)	●地球温暖化防止京都会議開催		●認定農業者数が 10 万人を超える	
10 (98)	●中央省庁等改革基本法制定 ●金融矯正券不安	●HACCP手法支援法制定	●新規就農青年一万人台に回復 ●米の生産調整面積 90 万 ha を超える	●「21 世紀の国土のグランドデザイン」策定(多軸型国土構造)
11 (99)	●東海村ウラン加工施設事故 ●ダイオキシン類対策特別措置法制定	食料・農業・農村基本法制定		
		●JAS法改正(生鮮食料品原産地表示の義務化)	●家畜排せつ物法、持続農業法制定	
12 (2000)	●循環型社会形成推進基本法制定	食料・農業・農村基本計画策定		
		●食品リサイクル法制定 ●食生活指針策定	●92 年ぶりの口蹄疫発生 ●加工原料乳生産者補助金等暫定措置法等価格安定関係法の見直し	●中山間地域等直接支払制度導入 ●過疎地域自立促進特別措置法制定

1. 我が国の食料・農業・農村をめぐる現状

(1) 日本経済の現状

- 日本経済は、2002 年に入り GDP の緩やかな回復が見られたものの、中期的な成長経路に近づくのは、2005 ないし 2006 年度と見込まれている。
- 消費者物価は、1999 年度以降下落が続いており、引き続き2003年度も下落が見込まれている。

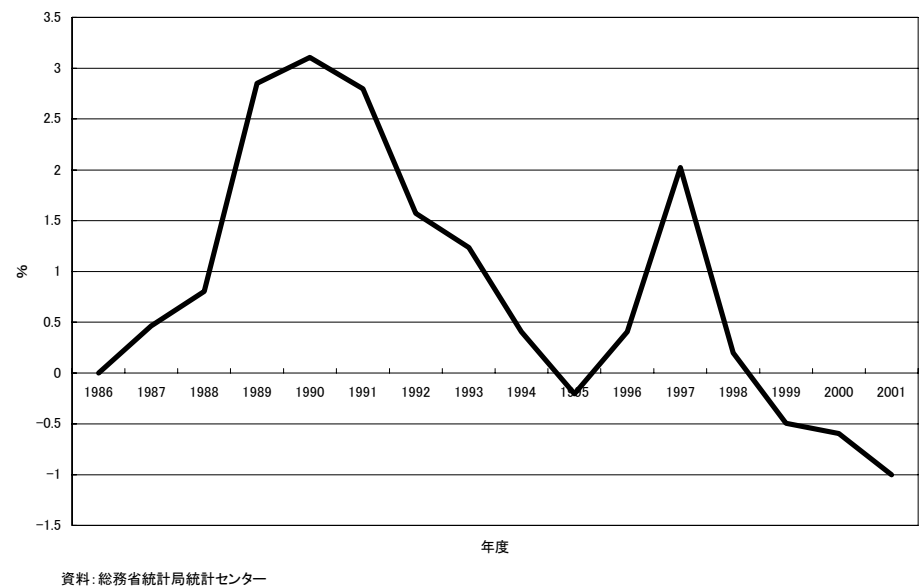
○GDPの推移(名目、対前年伸び率)



○改革と展望－2002 年度改定(平成 15 年 1 月 24 日閣議決定)(抄)

- ・ 厳しい内外経済環境が続いていることから、2004 年度までの集中調整期間においては、少なくとも当面、実質成長率は1%以下程度、名目成長率はさらに低いものとならざるを得ないものとみられる。
- ・ 想定した以上に厳しい内外経済環境やデフレ傾向の根強さなどを考慮すれば、実質1½%程度あるいはそれ以上、名目2½%程度あるいはそれ以上の中期的な成長経路に達する時期は遅れざるを得ないが、2005 年度ないし 2006 年度頃にはこれに近づいていくものと見込まれる。

○消費者物価指数の推移(対前年比伸び率)



○平成15年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度

(平成 15 年 1 月 24 日閣議決定)(抄)

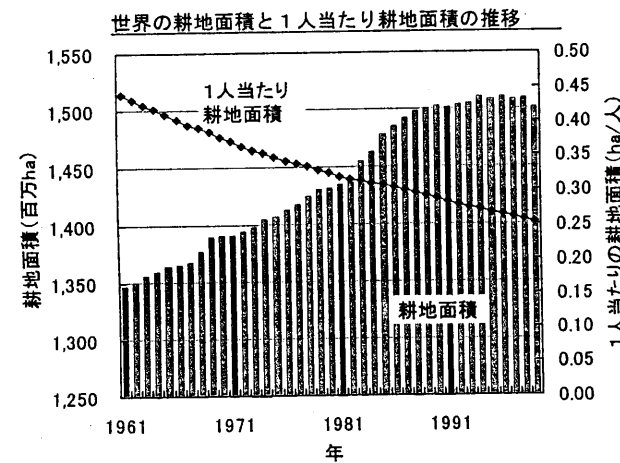
主要経済指標

(対前年度増減率)	平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	名目 %	実質 %	名目 %程度	実質 %程度	名目 %程度	実質 %程度
国内総生産	▲2.5	▲1.4	▲0.6	0.9	▲0.2	0.6
民間最終消費支出	▲0.1	1.5	0.2	1.5	▲0.4	0.4
消費者物価指数・騰落率	▲1.0		▲0.8		▲0.4	

(2) 食料をめぐる現状

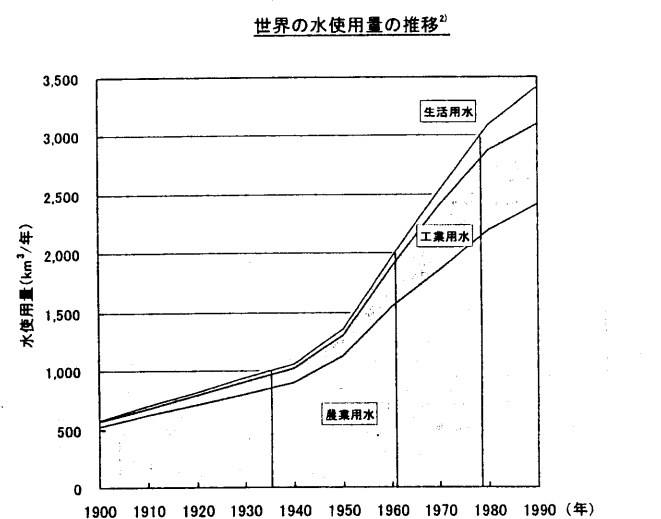
① 世界の食料需給

- 世界の人口は、開発途上国を中心に急増しており、2050年には93億人に達すると推計されている。その中で、一人当たり耕地面積は一貫して減少傾向にあるとともに、単収の伸びは鈍化傾向で推移しており、中長期的に見れば、世界の食料需給はひっ迫する可能性も指摘されている。
- 穀物の国際需給は、90年代後半にはアジア諸国の経済危機を背景に需要が鈍化する一方、米国・EUの生産調整の廃止・縮小、南米諸国の生産拡大等から供給が拡大し緩和傾向で推移した。その後、2002年のエルニーニョ現象等、異常気象を背景とした米国、加、豪州の干ばつ等から、引き締まり傾向で推移している。
- 世界の農産物貿易の動向を見ると、北米やオセアニア等の輸出地域と日本をはじめとしたアジア等の輸入依存地域の2極分化が鮮明になるとともに、南米を除く開発途上国の農産物貿易収支の悪化が明瞭になってきている。

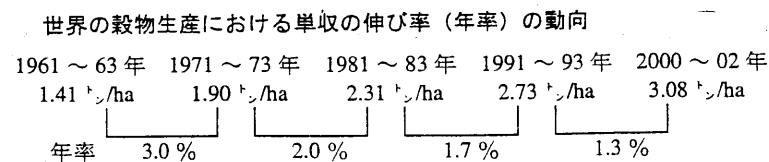


資料: 1) Statistical Databases (国連食糧農業機関)

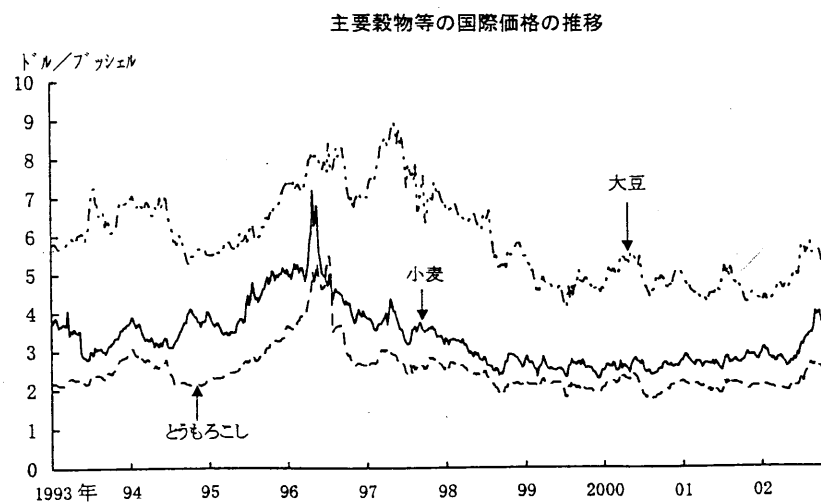
2) World Population Prospects: The 2000 Revision, 2001年 (国連経済社会局人口部)



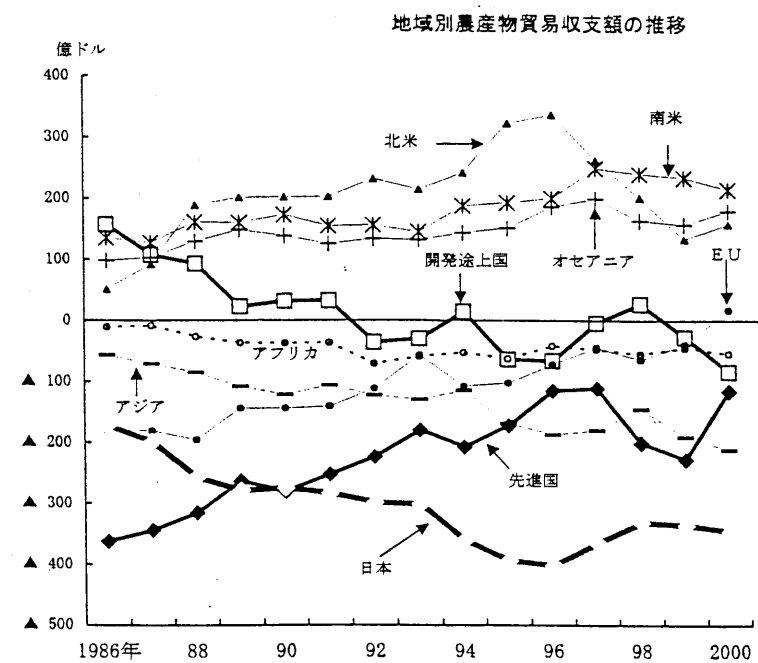
2) I. A. Shiklomanov, Assessment of Water Resources and Water Availability in the World, 1996年 (世界気象機関)



(資料) FAO「FAO STAT」



資料: ロイター・ES=時事
注: 価格についてはシカゴ商品取引所の各週金曜日の期近価格(セツルメント)である。
過去10年間の最高値(小麦: 7.17ドル/Bu、とうもろこし: 5.48ドル/Bu、大豆: 8.96ドル/Bu)
最低値(小麦: 2.24ドル/Bu、とうもろこし: 1.75ドル/Bu、大豆: 4.14ドル/Bu)

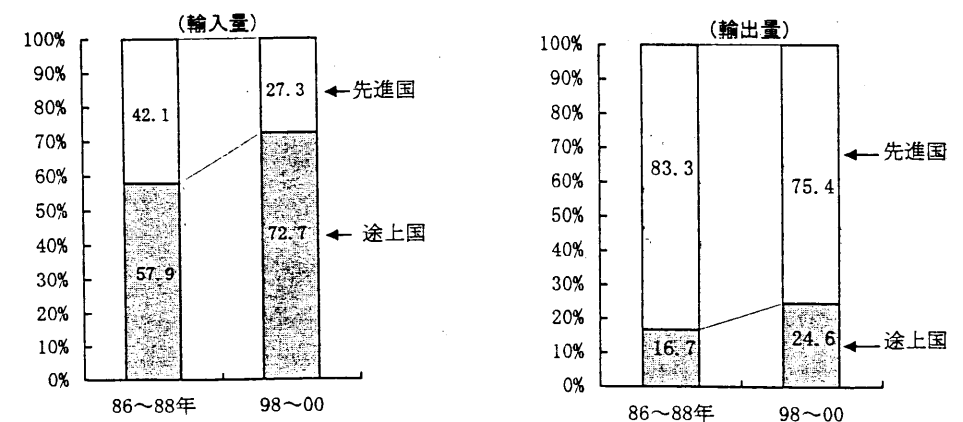


資料: FAO「FAOSTAT」

注: 1) 貿易収支額=輸出額(FOBベース)-輸入額(CIFベース)

2) EU及び先進国はEUの域内流通を除いた数値である。アジアは、中国、日本及び旧ソ連(アジア地域)を除いた数値である。

② 穀物貿易における国・地域別シェアの推移

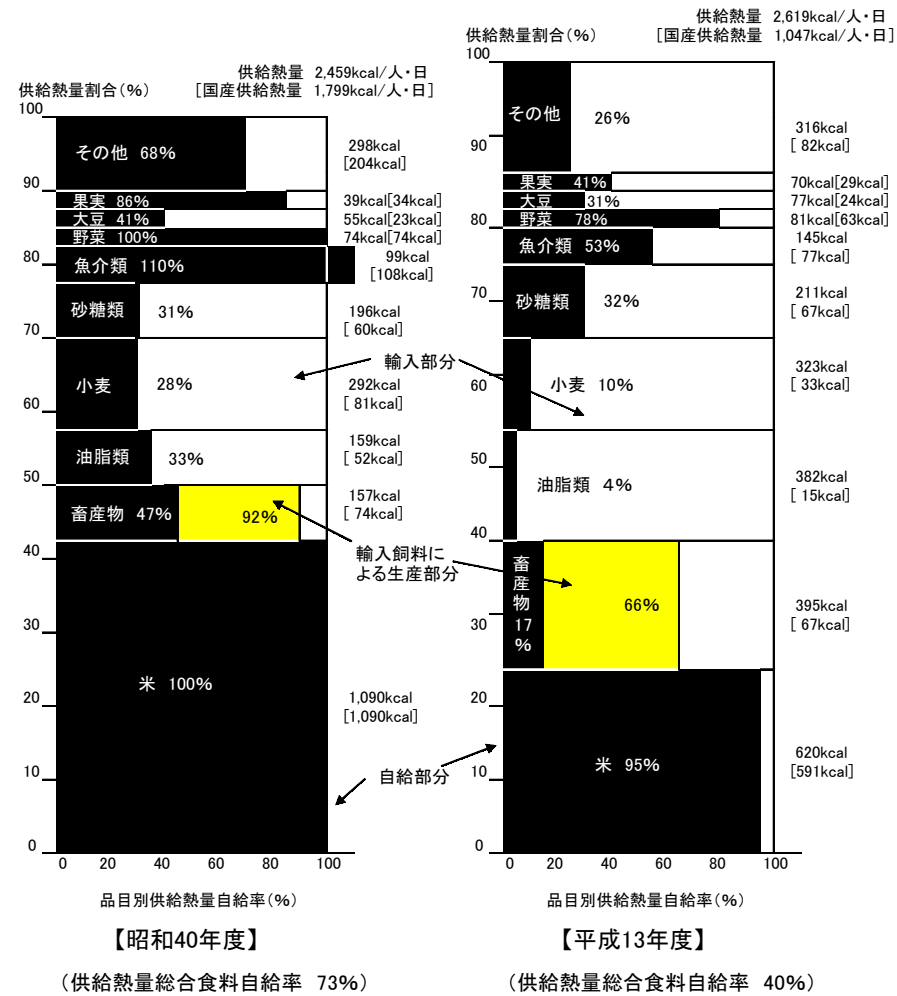


資料: FAO「FAOSTAT」

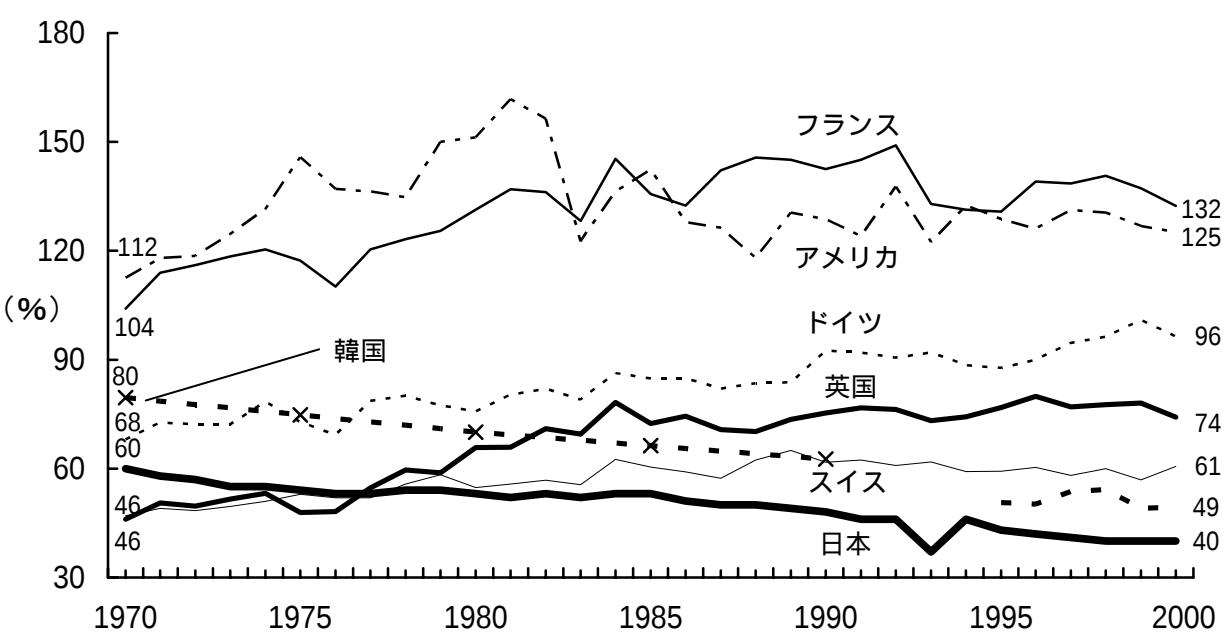
②我が国の食料消費の変化と食料自給率の推移

- 我が国の食料消費を見ると、量的には飽和する中で、米類の減少と畜産物・油脂類の増加が進むとともに、食の外部化が進んでいる。
- こうした中で、食料自給率は、ほぼ一貫して低下傾向にあり、主要先進国中最も低い水準となっている。平成10年度以降は4年連続して横ばいとなっている。

○供給熱量の構成変化と品目別供給熱量自給率

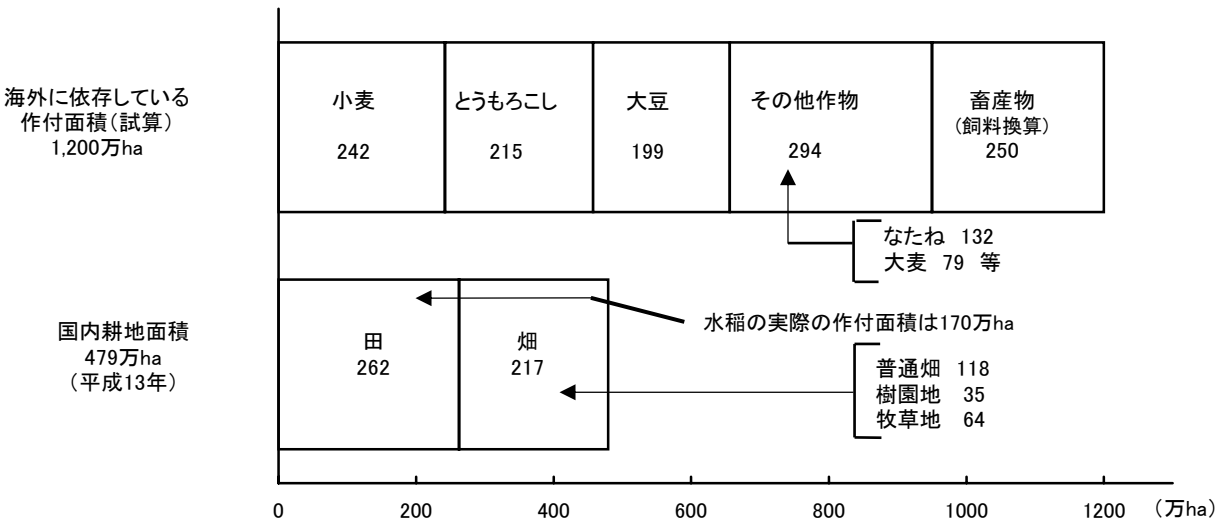


○日本と諸外国の食料自給率(カロリーベース)の推移



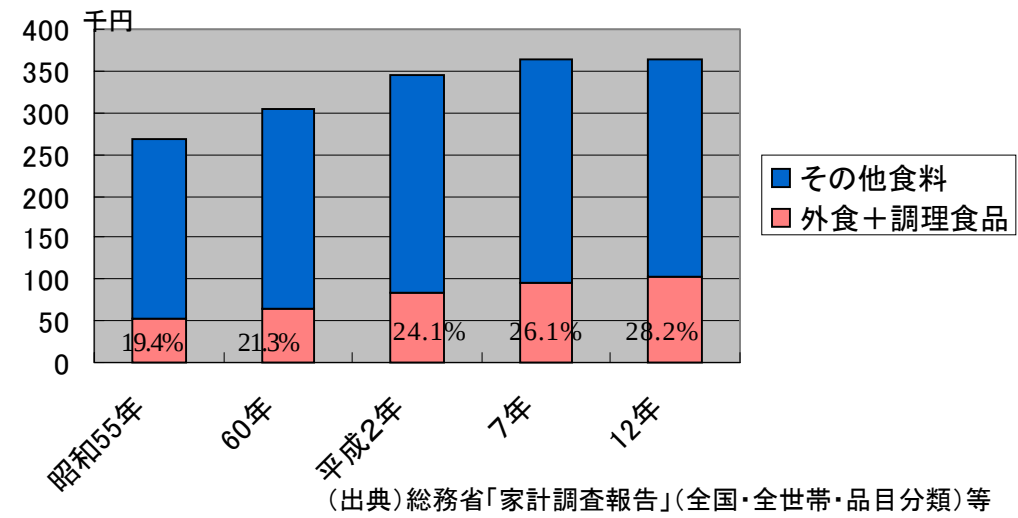
(注) 1. フランス、アメリカ、ドイツ、英国、スイスについてはFAO"Food Balance Sheets"等を基に農林水産省で試算(1970~2000年)。
2. 韓国については、韓国地方経済研究所"Korean Food Balance Sheet 2000"による(1970,1980,1990及び1995~2000年)。なお、1990年以前と1995年以降では算出方法が異なるため、データは連続しない。

○主な輸入農産物の生産に必要な海外の作付面積(試算)



(資料)「食料需給表」、「耕地及び作付面積統計」、財務省「貿易統計」、FAOSTAT

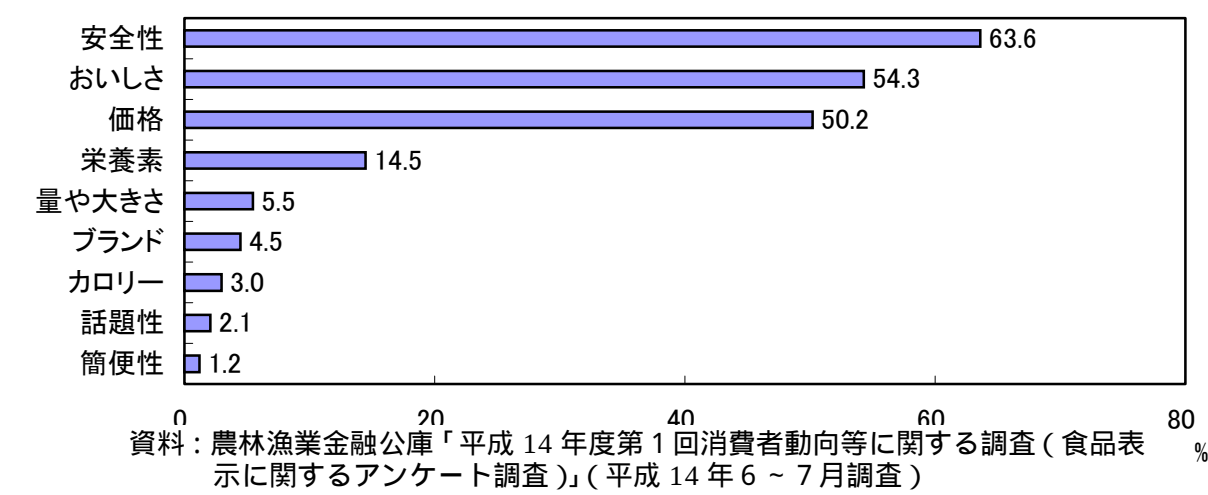
○食料支出に占める外食・調理食品の支出の推移
(1人当たり年間の支出金額)



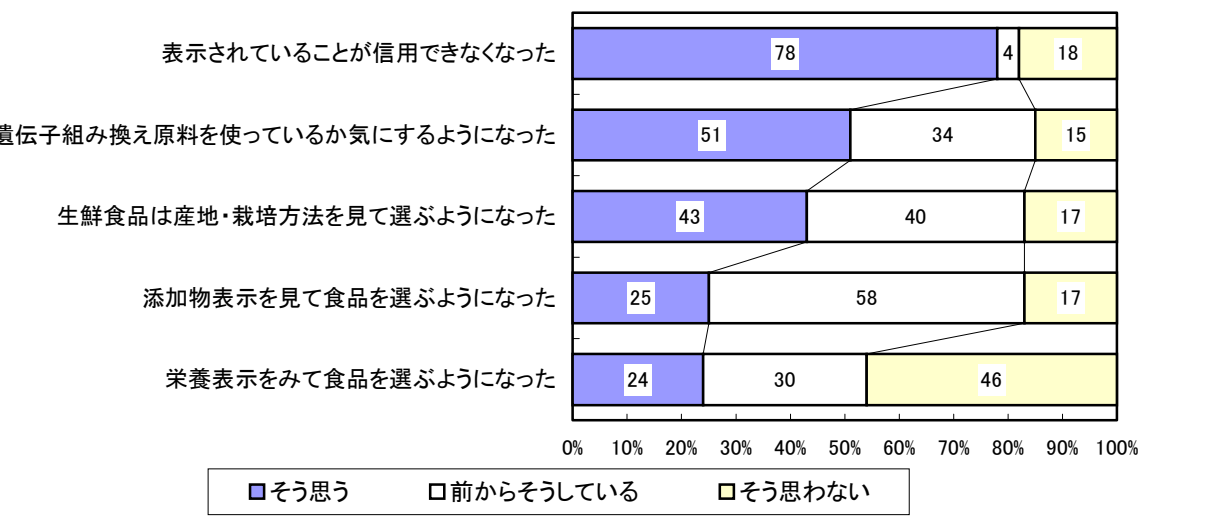
③安全・安心に対する関心の高まり

○ 近年、牛海綿状脳症（BSE）の発生、度重なる食品の不正表示問題の発覚、国内での無登録農薬の流通及び使用など、食品の安全・安心を揺るがす問題が後を絶たず、消費者の食品の安全や品質に対する信頼を根底から揺るがす事態を招いている。

○ 食品購入時における消費者の意識・関心



○ 食品表示への姿勢の変化



○ 最近の食品事故等の事例

発生年月	事 故 内 容
8年5月	岡山県及び大阪府においてO157食中毒が発生し、患者数約1万人。原因食材として「かいわれ大根」が疑われ、その他野菜の需要にも影響。
10年5月	北海道産「醤油漬けイクラ」によるO157食中毒が東京都、千葉県、神奈川県、富山県及び大阪府で発生。
11年2月	所沢産茶葉に含まれていたダイオキシンに関する一部報道により、埼玉県産野菜等の販売に影響。
11年3月	青森水産加工業者が出荷した「イカ加工品」によるサルモネラ菌食中毒が発生し、46都道府県で約1500名の患者が発生。
11年夏	全国的に魚介類の腸炎ビブリオ菌による食中毒が多発。
11年9月	茨城県東海村の核燃料施設で臨海事故が発生し、地元農産物の販売に影響。
12年6月	Y乳業（株）低脂肪乳等の黄色ブドウ球菌毒素による食中毒が近畿地方で発生し、1万5千人弱の患者が発生。
12年夏	食品の異物混入等が多数報道され、大規模な自主回収措置等を実施。
12年10月	一部消費者団体が安全性未審査の遺伝子組換えトウモロコシ「スターリンク」を食品から検出した旨を発表。日米において混入防止策等を実施。
13年5月	スナック菓子等に安全性未審査の遺伝子組換えジャガイモ「ニュー・リーフ・プラス」等が混入し、大規模回収。
13年9月～	国内で初めての牛海綿状脳症（BSE）の牛が発見され、食肉消費に大きな影響。
13年12月～	中国国内での野菜の残留農薬汚染問題が報道され、検査を強化。中国産冷凍ホウレンソウの1割弱が残留農薬基準値（クロルピリホス等）を超過する事実が判明。
14 年 2 月～	大手食品メーカーによる牛肉の原産地等の不正表示問題が発覚。その後、食品の不正表示事件が次々と表面化。
14 年 8 月	発ガン性等がある無登録農薬「ダイホルタン」等が違法に輸入、販売、使用され、32都県で農産物を回収・廃棄。

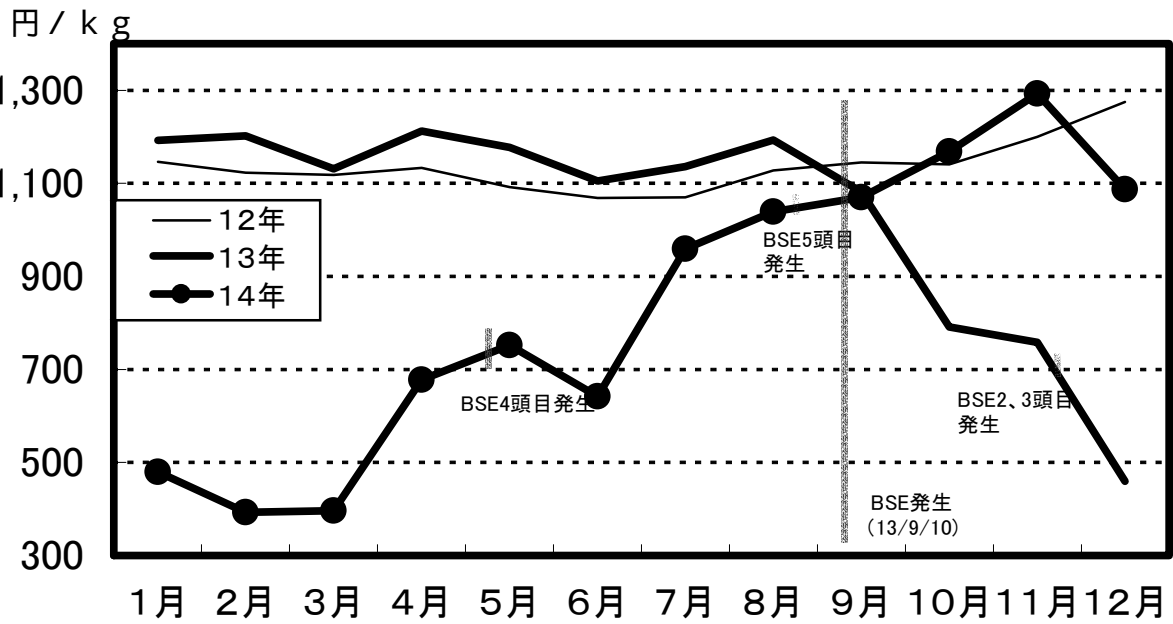
(参考)BSEについて

○BSE感染牛発生からの経過と主な対応

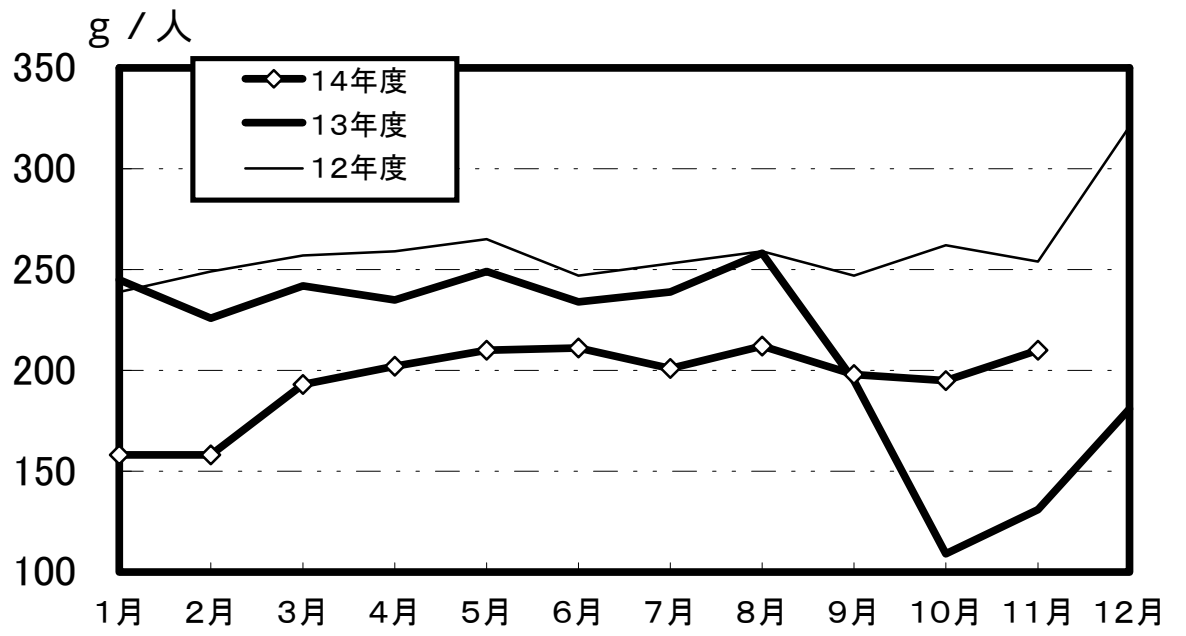
平成13年	
8月6日	千葉県食肉衛生検査所が当該牛を「敗血症」と診断。食肉には不適として、頭部以外は全部廃棄、化製場へ回る。同県家畜保健衛生所がBSEサーベイランスの対象として当該牛の頭部を引き取り。
24日	同家畜保健衛生所が当該牛の脳について空胞を発見。
9月10日	(独)動物衛生研究所が陽性を確認。農林水産省がBSEが疑われる牛の確認を公表。
18日	牛由来肉骨粉の牛への給与禁止を義務付け。
19日	厚生労働省が30か月齢以上の全ての牛についてBSE検査を行うことを公表。これにあわせて農林水産省は実施体制が整うまで30か月齢以上の牛の出荷繰り延べを指導。
21日	英国獣医研究所から、BSEである旨の最終判定が下る。
27日	厚生労働省はと畜・解体時に牛の特定部位(脳、眼、せき髄及び回腸遠位部)を除去し焼却することを指導。
10月1日	農林水産省は肉骨粉等の飼料・肥料としての輸入・製造・出荷の一時全面停止を公表(4日から実施)。
9日	厚生労働省が30か月齢未満も含めすべての牛についてBSE検査を行うことを公表。翌日には、農林水産省が30か月齢未満も含めた全ての牛の出荷繰り延べを指導。
15日	飼料安全法に基づき、肉骨粉等を含むすべての家畜用飼料の製造・販売・家畜への給与を法的に禁止。
18日	と畜される全ての牛についてBSE検査を開始。 と畜場において食肉処理された全ての牛の特定部位を除去・焼却することの法的義務付け。 BSEに感染していないことが証明された安全な牛の肉等しか市場に出回らないシステムを確立。
11月21日	北海道のと畜場に搬入された牛のうちの1頭について、BSEであるとの確定診断(我が国で2例目となるBSE感染牛が確認)。
12月2日	埼玉県のと畜場に搬入された牛のうちの1頭について、BSEであるとの確定診断(我が国で3例目となるBSE感染牛が確認)。
平成14年	
5月13日	北海道のと畜場に搬入された牛のうちの1頭について、BSEであるとの確定診断(我が国で4例目となるBSE感染牛が確認)。
6月7日	BSE対策特別措置法が成立。
7月4日	BSE対策特別措置法が施行。
8月23日	神奈川県のと畜場に搬入された牛のうちの1頭について、BSEであるとの確定診断(我が国で5例目となるBSE感染牛が確認)。
平成15年	
1月20日	和歌山県のと畜場に搬入された牛のうちの1頭について、BSEであるとの確定診断(我が国で6例目となるBSE感染牛が確認)。
23日	北海道のと畜場に搬入された牛のうちの1頭について、BSEであるとの確定診断(我が国で7例目となるBSE感染牛が確認)。

○牛枝肉卸売価格の推移

(東京・大阪中央卸売市場における去勢和牛・乳用肥育去勢牛などのB2・B3規格の加重平均)



○牛肉の家計消費量(1人当たり購入数量の推移)



資料：総務省「家計調査報告」
注：1世帯当たりの購入数量を世帯人数で除して求めた数値である。

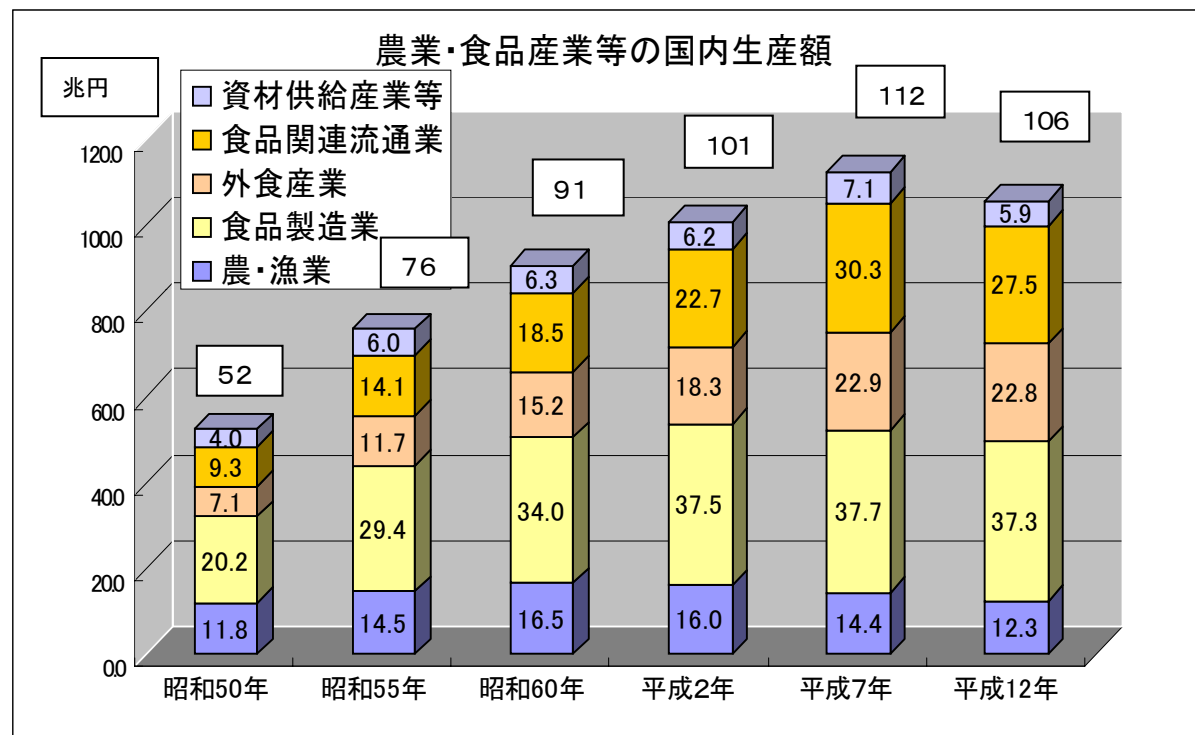
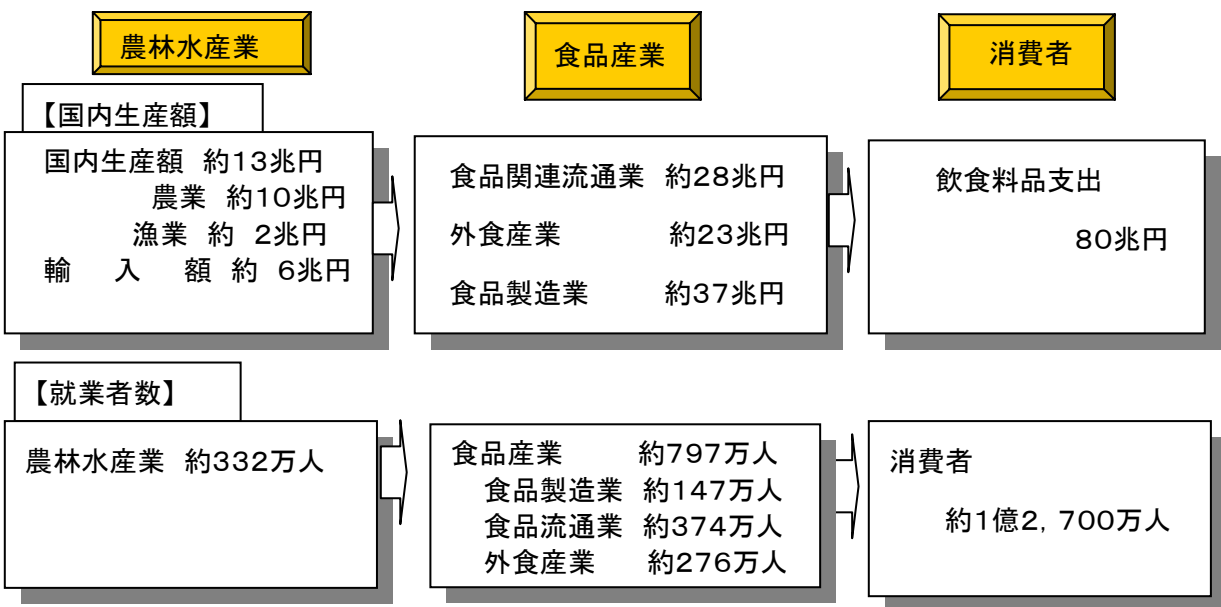
BSE(牛海綿状脳症)

- 1) 1986年に英国で初めて確認された牛の病気。この病気にかかった牛は、異常プリオンの増殖によって脳の神経細胞が死滅して空胞になり、スポンジ状になる。感染後2～8年の潜伏期間の後発病し、麻痺、起立不能、歩行困難などをおこし、最終的には死亡する。
- 2) 牛などの動物実験で脳、せき髄、眼及び回腸遠位部以外の部分から感染したという事例はない。国際獣疫機関(OIE)の基準でも、牛肉、牛乳、乳製品はBSE感染性のある部位とはされておらず、安全な部位とされている。
- 3) 我が国では、平成13年10月18日以降、①出荷される全ての牛についてBSE検査を実施、②と畜場では特定部位は全て除去し、焼却、③農場において、中枢神経症状を示すなどBSEが疑われる牛についてBSE検査の実施、などにより、BSEにかかった牛が食用としても飼料原料としても一切出回ることのない対策がとられている。

④食品産業をめぐる現状

- 食品産業は、国内生産額及び就業者総数の約10%を占める産業となっている。特に一部の県では、食品製造業の出荷額や就業者数が製造業全体の4割以上を占めており、国内農水産物の重要な仕向け先となっている。
- 近年の食料輸入においては生鮮品・加工品の割合が増加しており、農業だけでなく、国内食品産業にとっても輸入品との競合が高まっている。

我が国の食をめぐる経済規模



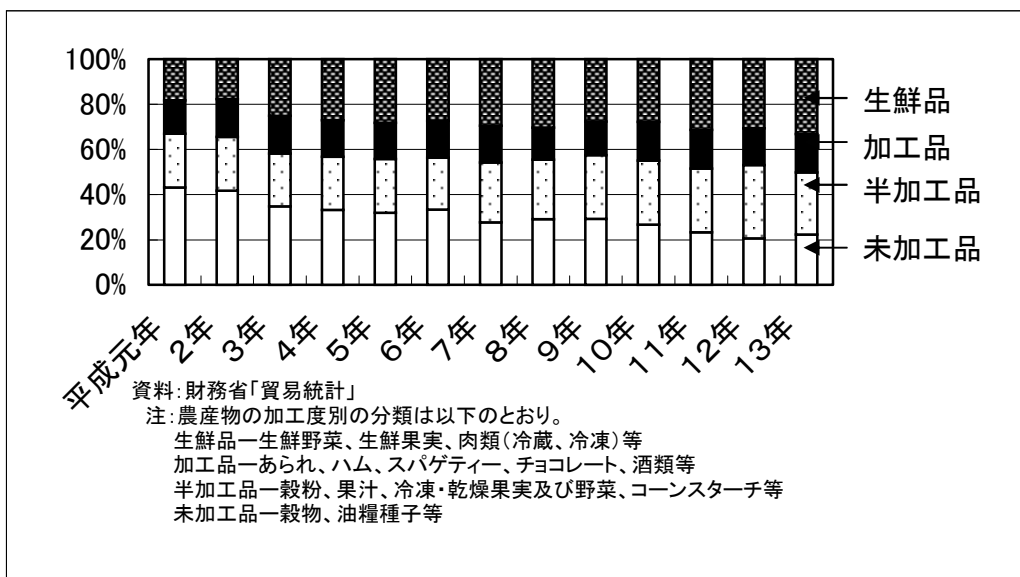
○各都道府県の製造業全体に占める食品製造業のシェア(H12)

	出荷額	従業者数
4割以上	鹿児島	沖縄、北海道
3割以上	北海道、沖縄、宮崎	鹿児島
2割以上	青森、佐賀、宮城、岩手、鳥取	青森、長崎、宮城、宮崎、佐賀、岩手、香川、高知

出荷額2割以上の都道府県数 10(H7)→11(H11)→9(H12)
 従業員数2割以上の都道府県数 9(H7)→11(H11)→11(H12)

(出典「工業統計表(産業編)(平成12年)」)

○食料輸入は国内産業とぶつかる生鮮・加工型ヘシフト

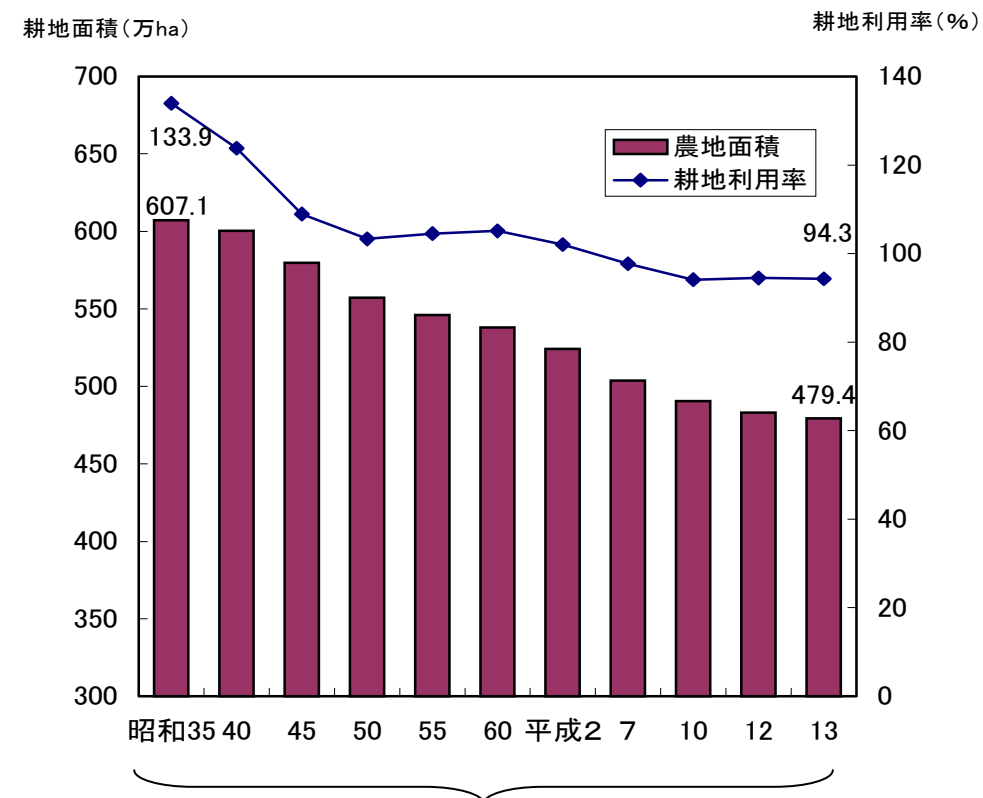


(3) 農業をめぐる現状

① 農地の動向

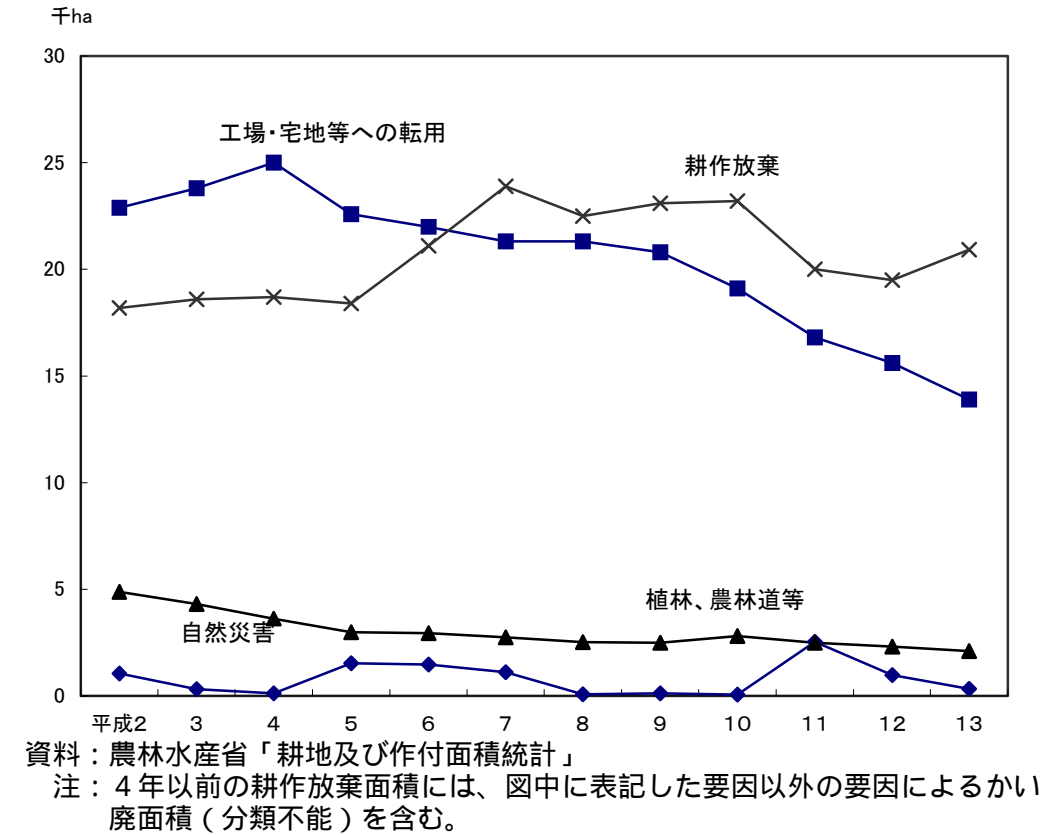
- 農地面積は、この 40 年間で約 2 割減少している。
- バブル崩壊後は、転用面積が減少傾向にあるが、反面、耕作放棄が増加傾向にあり、平成 7 年以降、転用面積を上回って推移している。

○ 農地と耕地利用率の推移



約 40 年間で 拡張
かい廃
合計 約 110 万 ha
約 240 万 ha
約 130 万 ha 減少 (約 2 割減)

○ 要因別農地のかい廃面積の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」
注：4 年以前の耕作放棄面積には、図中に表記した要因以外の要因によるかい
廃面積（分類不能）を含む。

○ 耕作放棄地の推移

(単位: 万 ha)

	昭和 60 年	平成2年	平成7年	平成 12 年
耕作放棄地	9.7	15.1	16.2	21.0
うち中山間地域	5.3	8.4	8.7	11.5

資料：農林水産省「農林業センサス」

②農業生産構造の動向

- 農家戸数、農業就業者数は、一貫して減少するとともに、高齢化が進展しつつある。
- 農業経営規模は、畜産などでは拡大が進展したが、稲作等の土地利用型農業においては拡大のテンポが穏やかで、北海道を除くと小規模経営が多い。
- 畜産をはじめほとんどの品目で主業農家への生産の集中が顕著であるが、米については、構造改革が著しく遅れている。

○農家戸数と農業就業人口の推移

	昭35年	40	45	50	55	60	平2年	7	11	12	13	14
農家戸数(万戸)	606	566	540	495	466	438	383	344	324	312	307	303
専業農家(%)	34.3	21.5	15.6	12.4	13.4	14.3	15.4	16.0	17.5	18.2	18.9	19.5
兼業農家(%)	65.7	78.5	84.4	87.6	86.6	85.7	84.6	84.0	82.5	81.8	81.1	80.5
農業就業人口(万人)	1,454	1,151	1,035	791	697	636	565	490	384	389	382	375
うち65歳以上人口(万人)			182	166	171	185	202	227	197	206	207	208

資料：農林水産省「農業センサス」、「農業構造動態調査」
注1：平成11年～13年の農業就業人口は、販売農家の数値である。
2：平成11年～13年の専業農家割合と兼業農家割合は、販売農家に占める割合である。

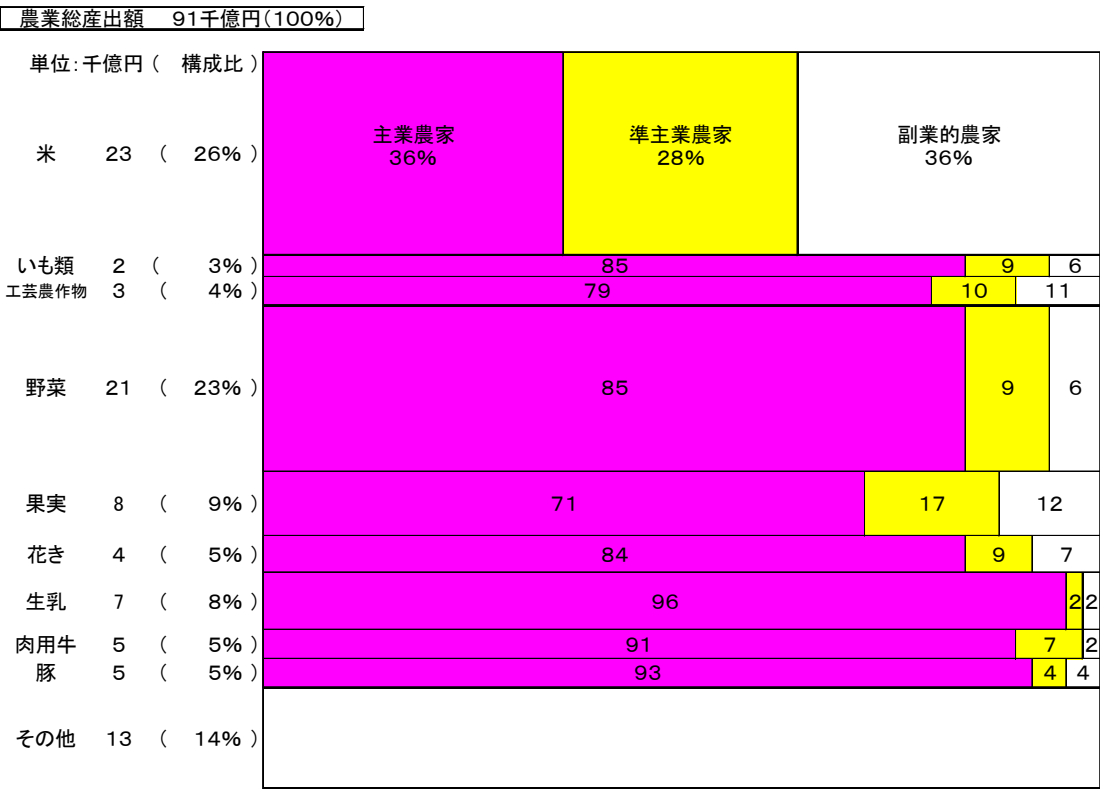
専業農家：世帯員のうち兼業従事者が一人もない農家
兼業農家：世帯員のうち兼業従事者が一人以上いる農家
販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家

○ 農家一戸当たりの平均経営規模(経営部門別)の推移

		昭35年 (A)	40	50	60	平7	12	13	14 (B)	(B／A)
北海道		3.54ha	4.09	6.76	9.28	12.64	14.25	(16.38)	(16.75)	4.7 (14/35)
都府県		0.77ha	0.79	0.8	0.83	0.92	0.9	(1.22)	(1.22)	1.6 (14/35)
経営部門別 (全国)	水稻	55.3a	57.5	60.1	60.8	(85.2)	(84.4)	(85.6)	(85.3)	—
	乳用牛	2.0	3.4	11.2	25.6	44	52.5	53.6	55.7	27.9
	肉用牛	1.2	1.3	3.9	8.7	17.5	21.3	25.5	27.2	22.7
	養豚	2.4	5.7	34.4	129	545.2	739.1	906.3	961.2	400.5
	採卵鶏	—	27	229	1,037	20,059	28,704	29,502	30,395	1,125.7 (14/40)
ブロイラー		—	892	7,596	21,400	31,100	35,200	35,600	36,400	40.8 (14/40)

資料：経営耕地、水稻については「農(林)業センサス」、「農業構造動態調査」、畜産部門については「畜産統計」、「家畜の飼養動向」、「畜産物流通統計」
注：1 水稻の14年の数値は販売目的で水稻を作付けした農家の数値である。
2 採卵鶏の平成7年の数値は、成鶏めす羽数「300未満」の飼養者を除き、平成10年以降は成鶏めす羽数「1000羽未満」の飼養者を除く
3 ()内の数値は販売農家(経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家)の数値である。

○品目別に見た農業産出額の農家類型別シェア(平成12年)



資料：農林水産省「生産農業所得統計」、「農業センサス」、「農業経営動向統計」
注：1) 図中の数値は農家類型別シェアであり、「農業センサス」、「農業経営動向統計」より推計したものである。
2) 「その他」には、農業産出額シェアの小さい複数の品目が含まれるため、主副業別シェアは示していない。

○ 経営規模別販売農家戸数の推移

(単位：千戸)

	平成2年 (A)	平成7年	平成12年	平成14年 (B)	(B)/(A)
北海道					
20ha以上	16	17	17	17	+7%
10～20ha	16	15	13	12	-25%
10ha未満	54	42	33	31	-43%
計	86	74	63	60	-30%
都府県					
5ha以上	26	36	43	47	+78%
3～5ha	100	101	99	100	+1%
3ha未満	2,758	2,441	2,132	2,041	-26%
計	2,884	2,578	2,274	2,189	-24%

資料：「農(林)業センサス」「農業構造動態調査報告書」

③農業経営の動向

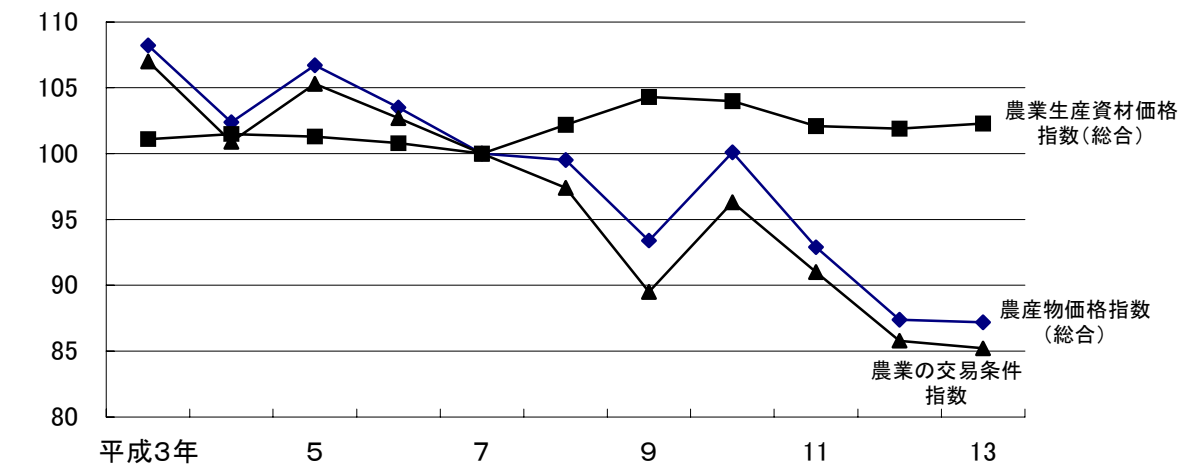
- 農産物価格が低下する一方、農業生産資材価格に大きな変化はなく、農業の交易条件指数は悪化している。
- 農家総所得は、勤労者世帯の収入を上回っているが、世帯員一人当たりで比較すると、主業農家では勤労者世帯を下回っている。

○ 農家経済の動向

	(単位：千円)					
	8年	9	10	11	12	13
農業粗収益	3,800.8	3,642.2	3,705.3	3,582.1	3,507.6	3,473.7
農業経営費	2,413.0	2,439.2	2,459.0	2,440.7	2,423.4	2,439.7
うち農業雇用労賃	63.9	65.1	72.3	70.9	72.5	75.8
肥料	193.8	197.2	199.1	200.7	194.4	192.6
飼料	312.2	317.0	308.6	281.8	264.5	273.1
農業薬剤	163.9	164.8	165.9	170.7	168.6	170.2
諸材料	147.5	149.0	146.2	149.0	145.6	145.8
光熱動力	132.6	137.8	130.6	131.1	140.6	142.4
農機具・農用自動車	467.1	475.5	473.5	478.3	465.9	470.7
賃借料及び料金	182.6	188.4	188.1	195.9	204.9	210.5
農業所得	1,387.8	1,203.0	1,246.3	1,141.4	1,084.2	1,034.0
農外所得	5,462.3	5,472.4	5,310.6	5,130.2	4,974.6	4,750.9
年金・被贈等の収入	2,085.1	2,120.2	2,123.2	2,187.5	2,221.0	2,237.0
農家総所得	8,935.2	8,795.6	8,680.1	8,459.1	8,279.8	8,021.9

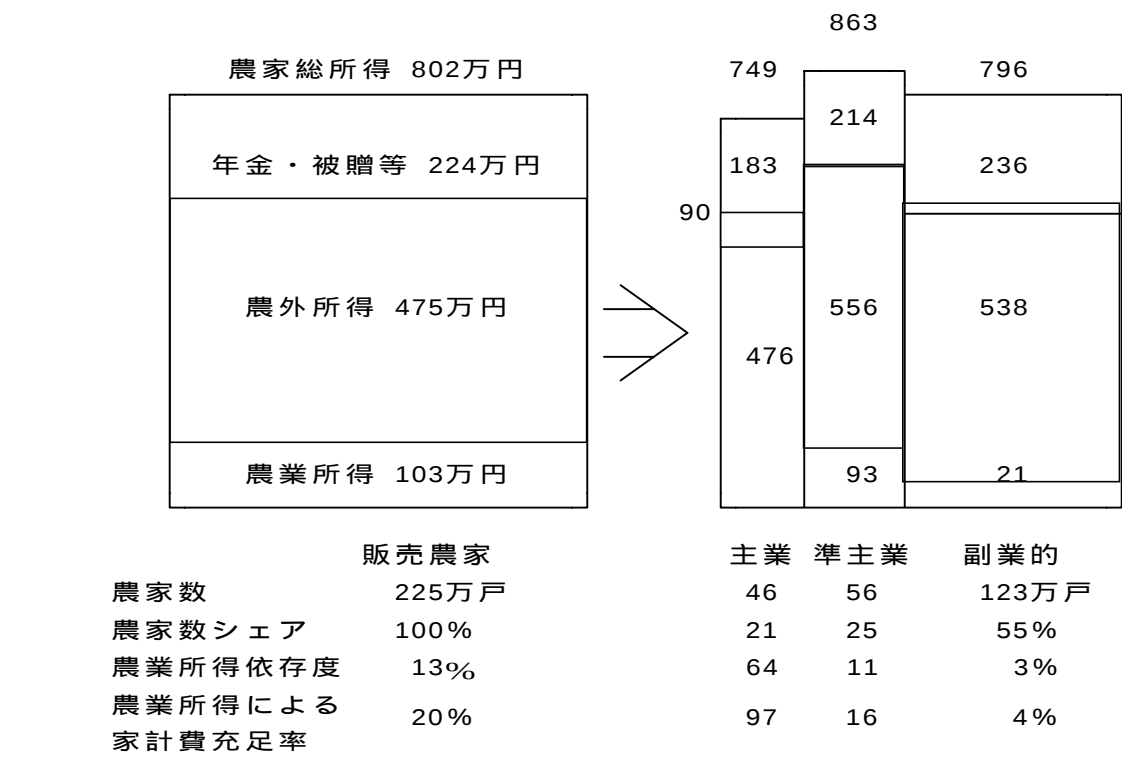
資料：農林水産省「農業経営動向統計」

○ 農業の交易条件指数



資料：農林水産省「農業物価指数」

○ 農家類型別にみた農家総所得の比較



資料：農林水産省「農業経営動向統計（平成13年）」、「農業構造動態調査（平成14年）」
注）農業所得による家計費充足率は、農業所得を家計費で除したものである。

○ 農家世帯と勤労者世帯の所得比較(平成13年)

(単位：万円、人)					
	世帯当たり所得			世帯員数	世帯員 1 人 当たり所得
	対前年比	農業所得	(割合：%)		
勤労者世帯	661.4	-1.7%	-	3.47	190.6
販売農家	802.2	-3.1%	103.4	3.91	205.2
主業農家	749.3	-4.1%	476.4	4.27	175.5
準主業農家	862.7	-2.1%	92.8	4.28	201.6
副業的農家	795.5	-3.1%	21.3	3.76	211.6

資料：農林水産省「農業経営動向統計」、総務省「家計調査」より推計

④農業者・農業生産法人の状況

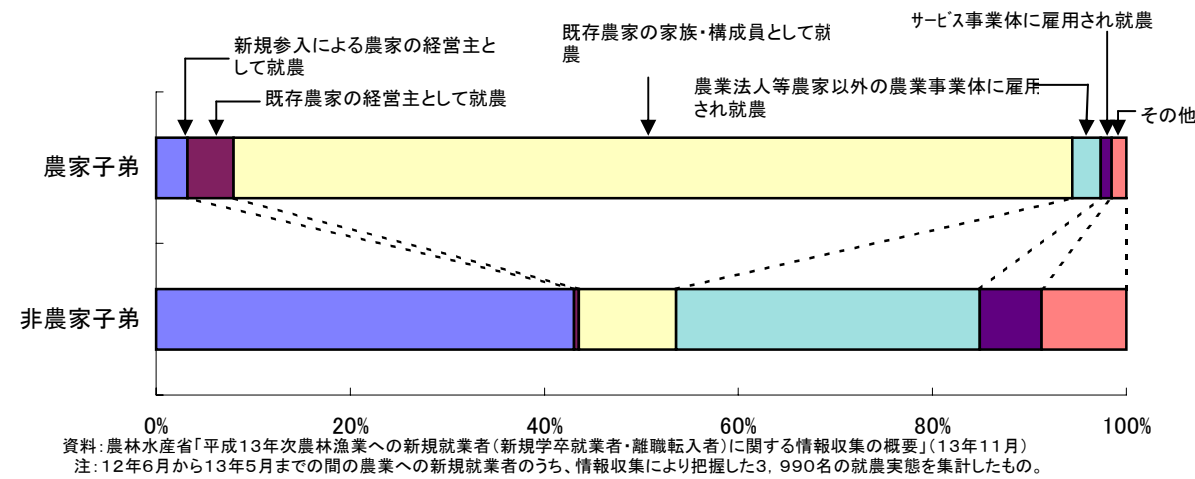
- 近年の経済・雇用情勢の悪化、職業観の変化や自然志向の高まりを背景に、平成2年以降、新たに農業に就業する者は増加傾向にある。特に、非農家子弟については、農業法人が受け皿としての役割を果たしている。
- 農業生産法人数は増加しており、平成13年3月からは、株式会社形態の生産法人も認められている。

○新規就農者等の推移

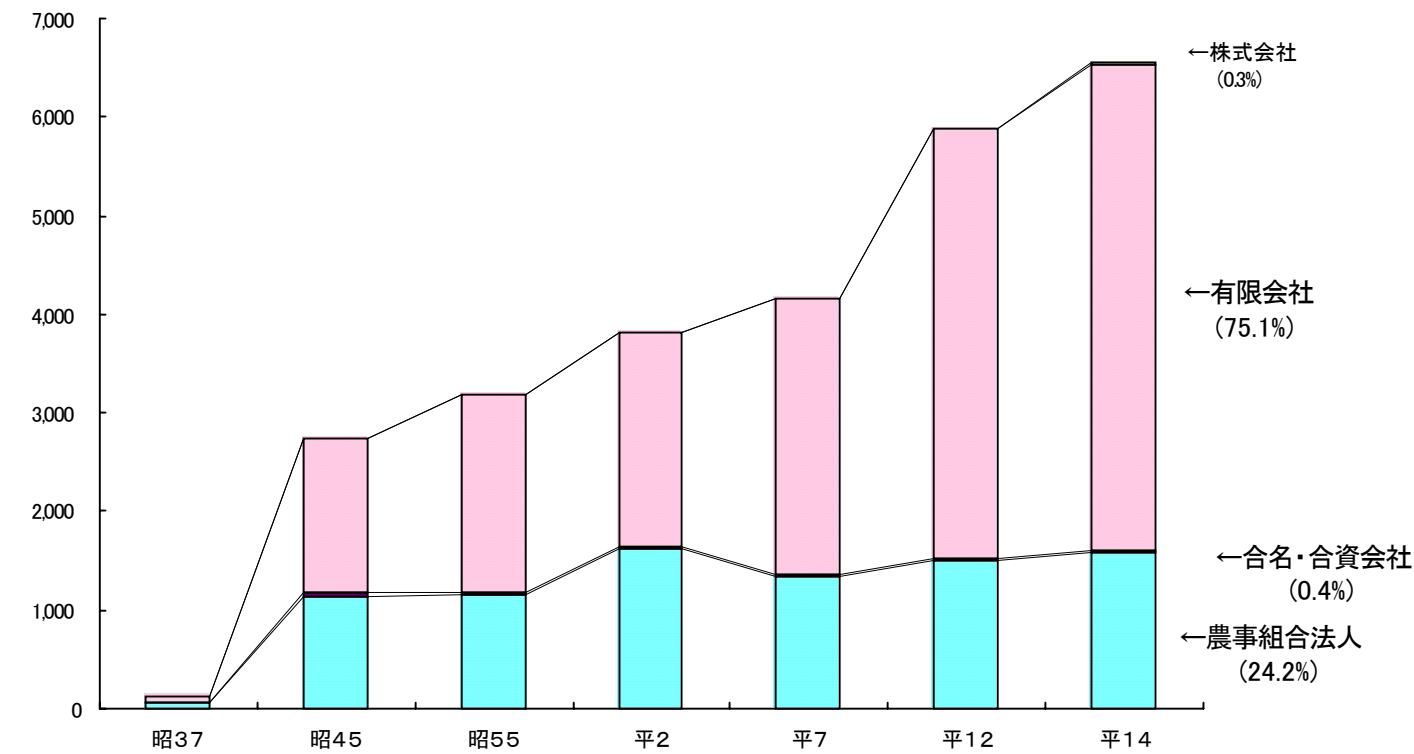
	新規就農者				新規就農青年 ①+② (千人)
		うち新規学卒就農者 ① (千人)	うち離職就農者 (千人)	うち39歳以下の離職就農者 ② (千人)	
昭和60年	93.9	4.8	89.1	15.7	20.5
平成2年	15.7	1.8	13.9	2.5	4.3
7	48.0	1.8	46.2	5.8	7.6
8	50.9	2.0	48.9	6.5	8.5
9	56.7	2.2	54.5	7.5	9.7
10	64.2	2.2	62.0	8.9	11.1
11	65.4	2.0	63.4	9.9	11.9
12	77.1	2.1	75.0	9.5	11.6
13	79.5	2.1	77.4	9.6	11.7

資料：農林水産省「農業センサス」、「農業構造動態調査」
注： 1) 新規学卒就農者とは、新規学卒者のうち主に自営農業に従事したものであり、2年以前は総農家、7年以降は販売農家の数値である。
2) 離職就農者とは、離職等により就業状態が「勤務が主」から「農業が主」となった者(在宅、Uターンを問わない。)である。

○新規就農者の就農先別割合



○農業生産法人の推移



資料：農林水産省経営局構造改善課調べ(各年1月1日現在)

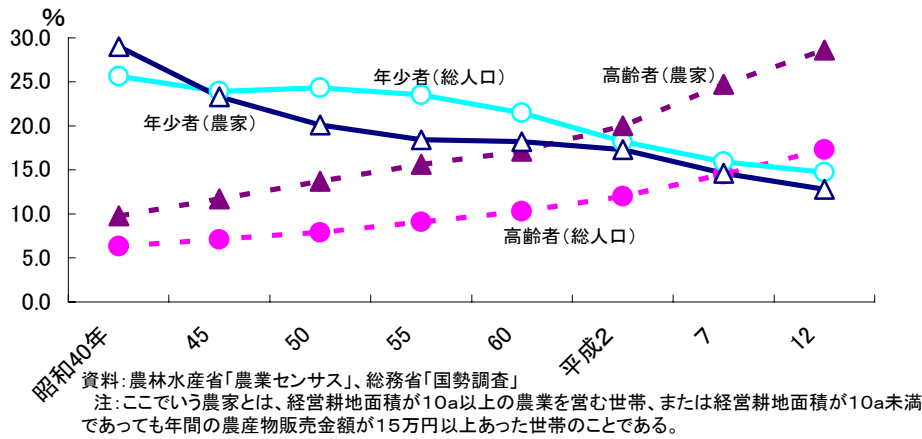
○株式会社形態の農業生産法人の実態(平成14年7月現在)

①食品・飲料メーカー、農産物販売会社等の株式会社が農地取得	14社
②建設・運輸・観光業者が農業生産法人を設立	4社
③畜産・花きなど施設型農業を行う株式会社が農地取得	5社
④有限会社からの組織変更その他	4社
計	27社

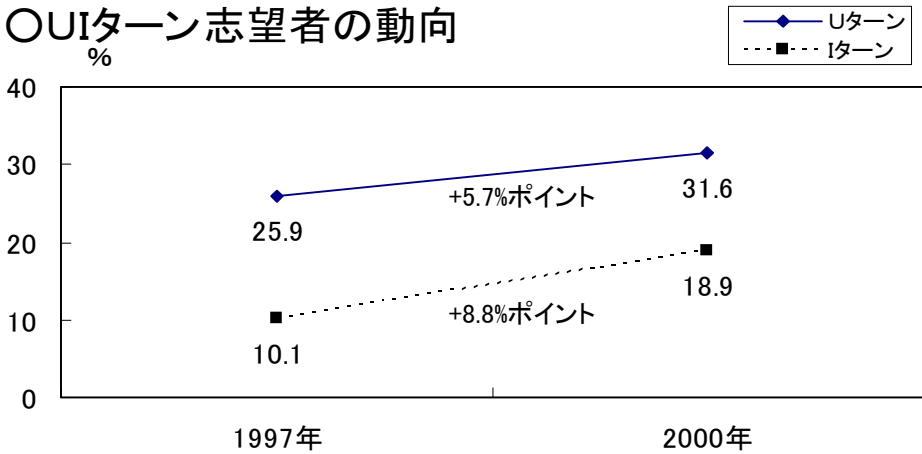
(4) 農村をめぐる現状

- 若年人口の都市への流失等により、農村の過疎化と高齢化が進行している。特に、中山間地域においては、人口の社会減と自然減がともに進行し、深刻な問題となっている。
- 一方で、農山漁村を新たなライフスタイル実現の場としてとらえようとする動きも見られる。

○総人口及び農家人口に占める高齢者(65 歳以上)及び年少者(14 歳以下)割合の推移

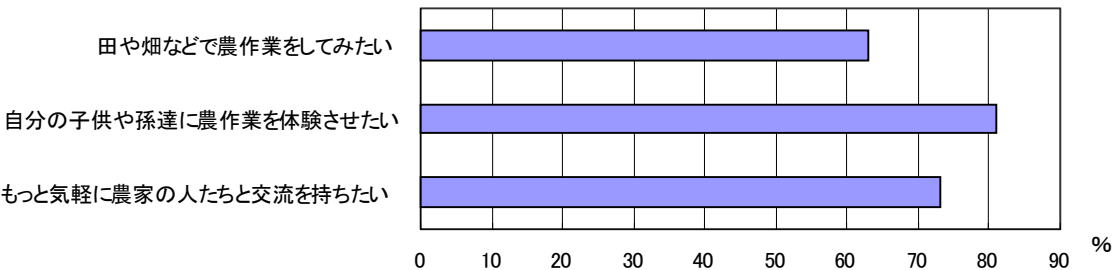


○Uターン志望者の動向



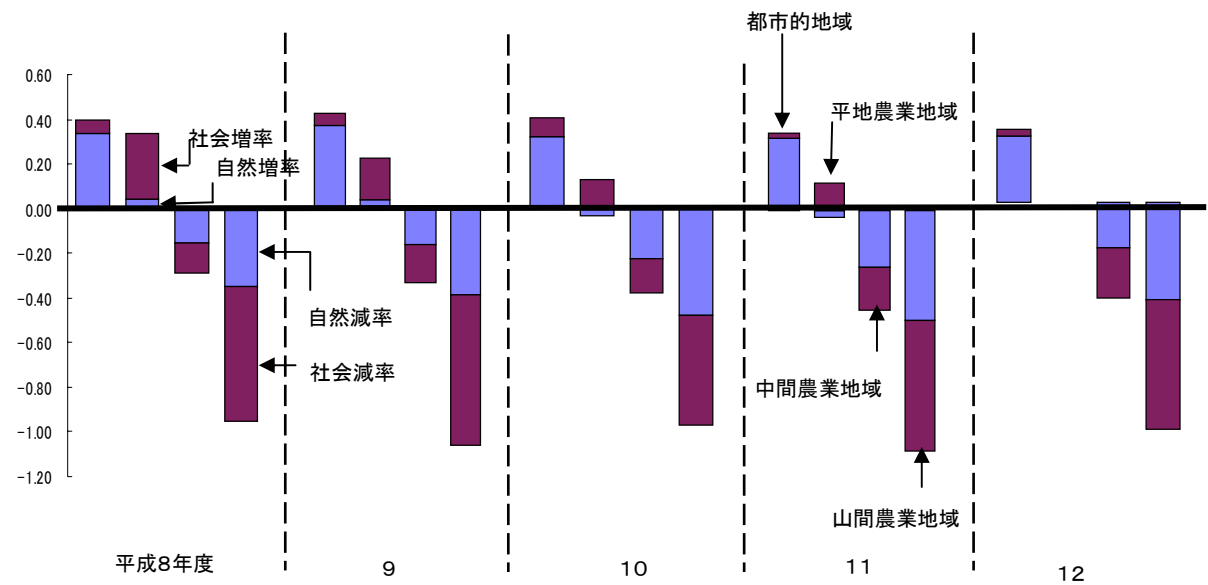
資料: (株)リクルート「ワーキングパーソン調査」(2000年、調査対象者数約13千人)等

○都市住民の農業体験・農村交流に関する意識



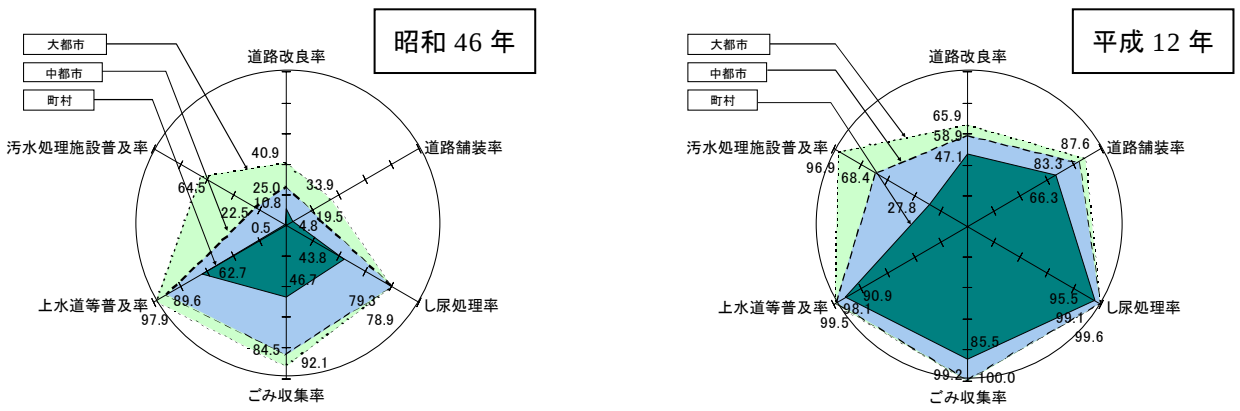
資料: H11年(株)博報堂生活総合研究所「食と農業に関する意識調査」
注: 首都圏居住の非農業者400名を対象とするアンケート調査

○農業地域類型別にみた市町村の人口増減率の推移



資料: 総務省「住民基本台帳人口要覧」(組替集計)
注: 1) 8年4月1日から13年3月31日までの各年度における農業地域類型別市町村の人口動態である。
2) 社会増減率には、転出入によるもののほか、帰化、国籍離脱等による増減を含む。

○農村地域(町村)と中都市の生活環境整備水準の比較



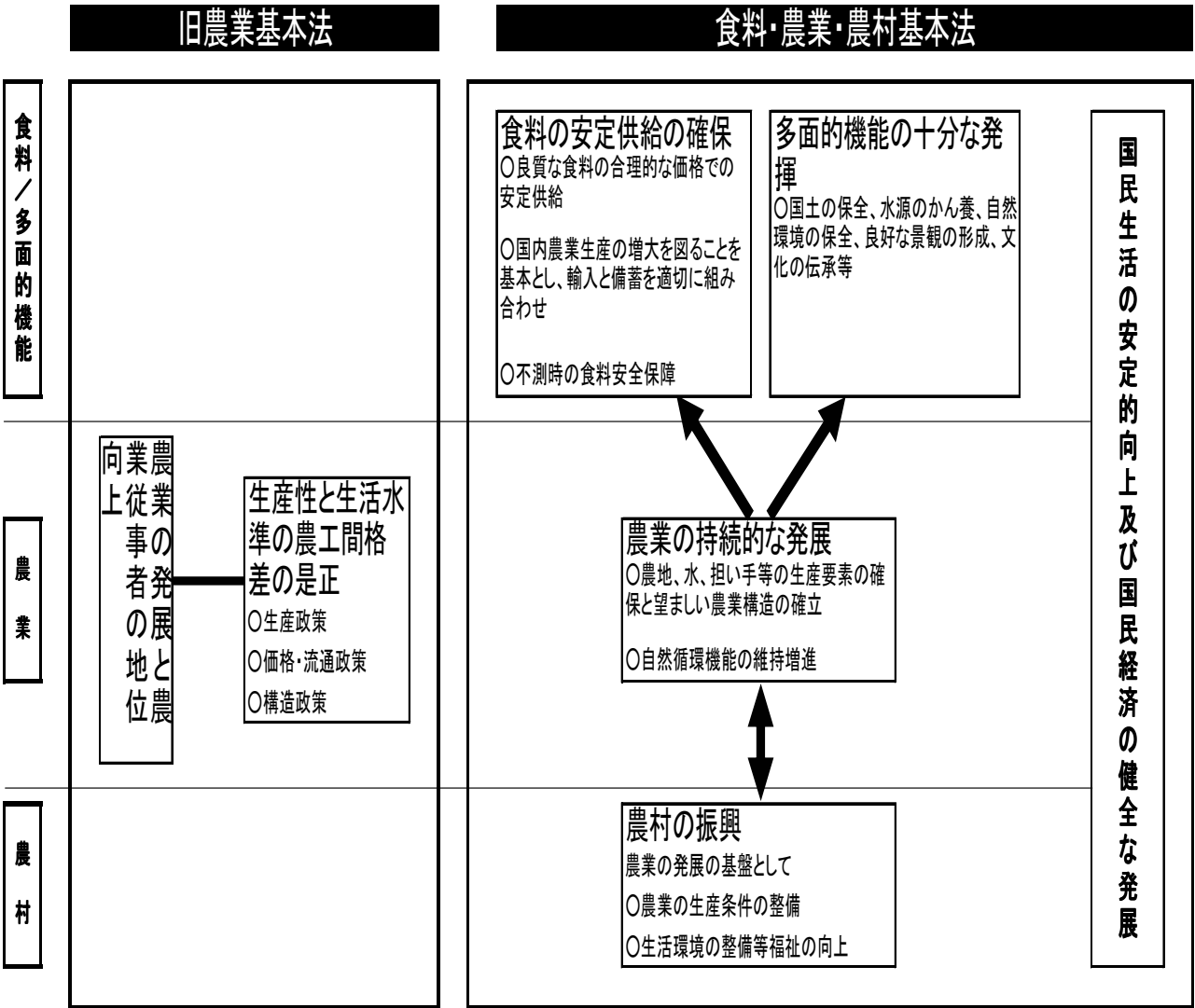
(財)地方財務協会「平成12年版 公共施設状況調」
注1: グラフデータは、平成12年3月31日現在(但し、道路改良率及び道路舗装率は平成12年4月1日現在)
注2: グラフの中の中都市は、特別区、政令指定都市、中核市を除く人口10万人以上の市を指す。

2. 食料・農業・農村に関する施策の動向

(1) 新基本法以降の農政の流れ

① 基本法から新基本法へ

- 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化に対応し、農業・農村に対する国民の期待に的確に応えるため、平成 11 年 7 月、旧農業基本法に代え、新たに、食料・農業・農村基本法が制定された。



旧農業基本法

- 農業の生産性の向上
- 農業生産の選択的拡大と農業総生産の増大
- 農産物の価格の安定
- 農産物の流通の合理化等
- 家族農業経営の発展と自立経営の育成
- 協業の助長

食料・農業・農村基本法

- 基本計画の策定～食料自給率の目標設定
基本理念や基本的施策を具体化するものとして策定（策定後、国会報告）。5年ごとの施策に関する評価を踏まえ、所要の見直し
食料自給率の目標につき、その向上を図ることを旨とし、国内農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者の取組課題を明確化した上で設定
- 消費者重視の食料政策の展開
食料の安全性の確保・品質の改善、食品の表示の適正化
健全な食生活に関する指針の策定、食料消費に関する知識普及・情報提供
食品産業の健全な発展
- 望ましい農業構造の確立と経営施策の展開
効率的・安定的経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立
専門的農業者等の創意工夫を活かした経営発展のための条件整備。家族農業経営の活性化、農業経営の法人化の推進
- 市場評価を適切に反映した価格形成と経営安定対策
- 自然循環機能の維持増進
農薬・肥料の適正使用、地力の増進等により環境と調和した農業生産を展開
- 中山間地域等の生産条件の不利補正
適切な農業生産活動が維持されるための支援（直接支払）

②基本計画

- 新基本法の4つの基本理念の実現に向けて、同法に示された施策の基本方向を具体化し、食料・農業・農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村政策審議会の議論を経て、平成12年3月、食料・農業・農村基本計画が閣議決定された。
- 基本計画は、食用・農業・農村をめぐる情勢の変化、施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直すこととされている。

食料・農業・農村基本計画の構成

1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本方針
食料・農業・農村基本法の基本理念の実現を図るため、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進

2 食料自給率の目標

3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1) 食料の安定供給の確保に関する施策

- ・ 食品の衛生管理及び品質管理の高度化
- ・ 食品の表示の適正化
- ・ 健全な食生活の指針の策定
- ・ 国内生産では需要を満たすことのできない農産物の安定的な輸入の確保等
- ・ 不測時における食料安全保障

(2) 農業の持続的な発展に関する施策

- ・ 効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立
- ・ 経営意欲のある農業者による創意工夫を生かした農業経営の展開
- ・ 農地の確保及び有効利用
- ・ 人材の育成・確保及び女性・高齢者の活動の促進
- ・ 農業等に関する技術の開発及び普及
- ・ 需要事情及び品質評価を適切に反映した農産物価格の形成と農業経営の安定
- ・ 農業の自然循環機能の維持増進等

(3) 農村の振興に関する施策

- ・ 農業の振興その他農村の総合的な振興（農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備等）
- ・ 中山間地域等の振興（農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件等に関する不利を補正するための支援をおこなうこと）
- ・ 都市と農村の交流促進、都市及びその周辺の地域における農業の振興等

4 食料・農業・農村施策を総合的・計画的に推進するために必要な事項

- ・ 基本計画に従って施策を実施するに当たっては、施策の評価と見直しの実施、財政措置の効率的・重点的な運用、情報の公開、国と地方の役割分担、国際規律との調和等に努力
- ・ 基本計画については、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化、施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直し

○食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）（抄）

- 第十五条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
 - 二 食料自給率の目標
 - 三 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 四 前三号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 前項第二号に掲げる食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。
- 4 （略）
- 5 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 （略）
- 7 政府は、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに食料、農業及び農村に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。
- 8 （略）

基本計画で定められた食料自給率の目標

	平成9年度	(参考) 平成10年度	(参考) 平成22年度 (すう勢)	(単位:%) 平成22年度 (目標)
供給熱量ベース 総合食料自給率	41	40	38	45
主食用穀物自給率	62	59	59	62
飼料用を含む 穀物全体の自給率	28	27	27	30
飼料自給率	25	25	27	35

消費者、生産者等の課題

分 野		取 組 課 題
消費者等の課題	栄養バランスの改善	○米等の主食に多くの品目をバランス良く組み合わせた健全な食生活の実現（油脂類等の消費の減少、米、野菜、いも類等の消費の増加）
	廃棄・食べ残しの低減	○加工・流通段階における食品残さの発生の抑制、リサイクルの促進 ○外食や家庭における食品の廃棄・食べ残しの抑制
生産者等の課題	米	○需要に即した計画的な生産 ○麦・大豆等と組み合わせた収益性の高い安定した水田農業経営の展開 ○規模拡大・直播栽培技術の普及等による低コスト化
	麦	○加工業者等のニーズの把握（産地協議会の開催等） ○ニーズに対応した産地ごとの取組（農協等を中心とした産地ごとの品質管理、製めん適正の高い品種の導入等） ○生産規模の拡大、作付けの団地化等による生産の安定化、低コスト化
	大豆	○加工業者等のニーズの把握（国産大豆協議会の開催） ○ニーズに対応した産地ごとの取組（広域出荷等によるロットの大型化、契約栽培の推進等） ○優良品種の導入、生産規模の拡大、作付の団地化等による生産の安定化、低コスト化

③経営展望・構造展望

- 食料・農業・農村基本計画の決定と併せて、
 - ①「効率的かつ安定的な農業経営」の具体的姿として、代表的な営農類型・経営形態別の将来展望を例示した「農業経営の展望」
 - ②「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う「望ましい農業構造の姿」を明らかにした「農業構造の展望」をとりまとめている。

農業経営の展望

- 地域の特性に応じた各般の施策や今後の農業経営の展開方向についての共通認識の形成、これを参考とした農業経営指標の策定等、地域における取組の推進を図るため、10 年程度後を目標として、今後の技術水準の向上や農業生産基盤の整備、農地利用の集積等の成果を反映し、「効率的かつ安定的な農業経営」の姿として、35の類型を例示的に提示。

農業構造の展望

- 新基本法に基づき、農業生産基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大等の施策を推進していくに当たって、目指すべき「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う「望ましい農業構造の姿」を明らかにするものとして提示。

○ 水田作の経営展望の概要

【家族経営】

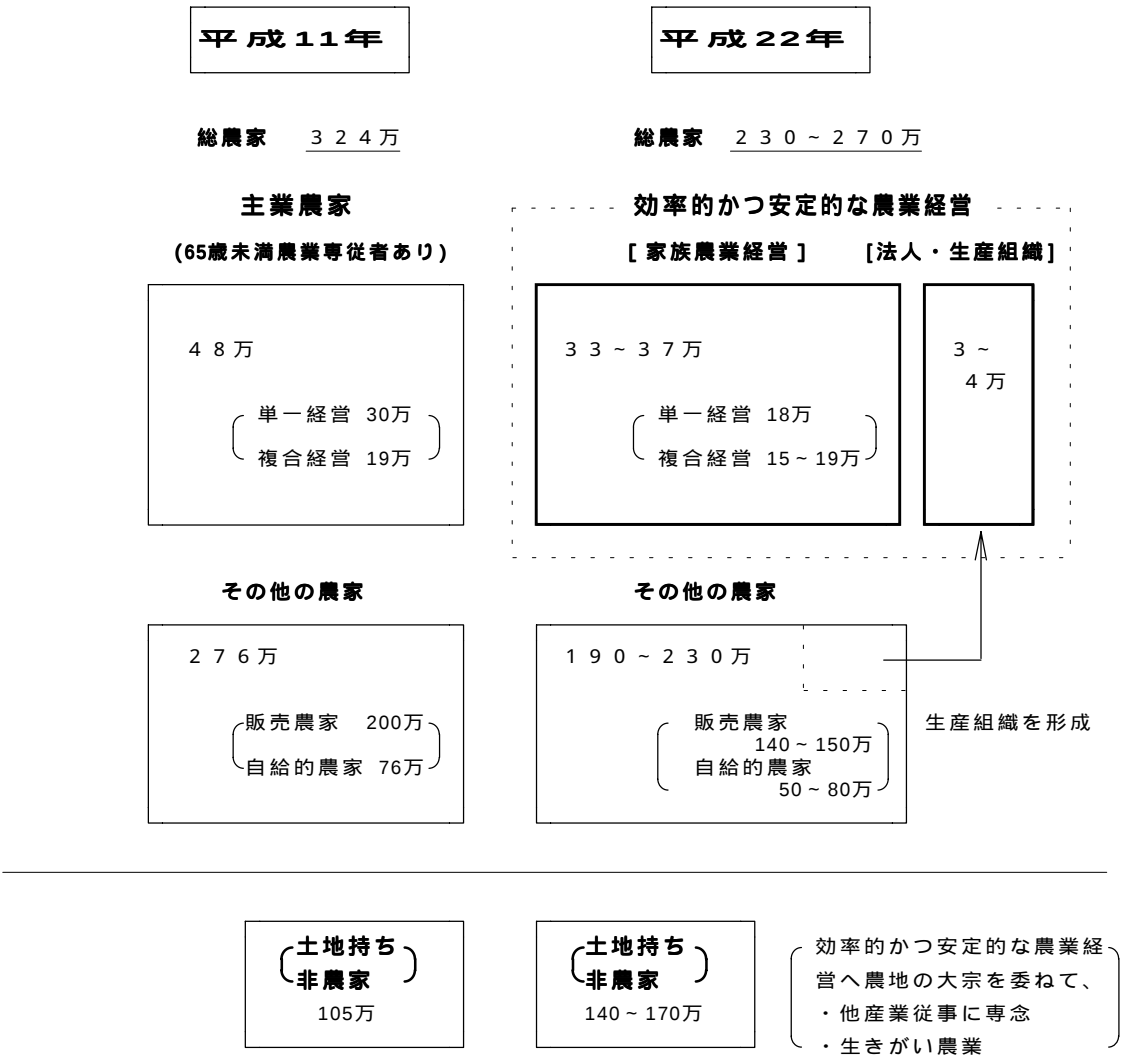
作 付 体 系	1 年 1 作	2 年 3 作	1 年 2 作
想 定 地 域	北海道	南東北・北陸	関東以西
技 術 体 系	自脱型コンバイン中心		
経 営 規 模	21.6 ha	16.2 ha	12.6 ha
水 稻 の 生 産 コ ス ト	現状の 8割	現状の 6割	現状の 6割
主たる農業従事者 1 人当たり農業所得	700 万円	800 万円	850 万円

【生産組織】

作 付 体 系	1 年 1 作	2 年 3 作	1 年 2 作	2 年 3 作
想 定 地 域	北東北	南東北・北陸	関東以西	南東北・北陸
技 術 体 系	汎用コンバイン中心			自脱型コンバイン中心
経 営 規 模	46.8 ha	50.4 ha	36.0 ha	60.0 ha
水 稻 の 生 産 コ ス ト	現状の 6 割	現状の 5 割	現状の 5 割	現 状 の 7 割
主たる農業従事者 1 人当たり農業所得	900 万円	1000万円	1000万円	750 万円

【集落営農】

○ 農業構造の展望の概要



水稻の生産コストは、10 a 当たりの費用合計の北海道又は都府県平均対比。

④新基本法農政の進展

○ 新基本法制定以降、多くの農産物について価格政策の見直しを行ったほか、条件が不利な中山間地域に対する直接支払いの導入など、同法の理念に基づく政策を展開してきている。

○ 新基本法下における農産物の価格・経営安定対策の概要

品目	改革・適用時期	対策の概要
米 (自主流通米等)	新たな米政策大綱(9年11月) [10年度～]	・生産調整、備蓄・調整保管、計画流通制度の運営等により、需給・価格を安定 ・生産者の抛出と政府助成による造成資金から、自主流通米等の価格下落のうち一定割合を補てん(稲作経営安定対策)
麦 (民間流通麦)	新たな麦政策大綱(10年5月) [12年度～]	・生産者と実需者が品質評価を反映した直接取引を行う民間流通を基本 ・生産者の経営安定等を図るため、 <u>麦作経営安定資金</u> を交付
交付金制度+安定基金制度 加工原料乳 大豆	新たな酪農・乳業政策大綱(11年3月)[13年度～] 新たな大豆政策大綱(11年9月) [12年度～]	・市場評価が生産者手取りに適確に反映されるよう、事前に算定された一定の単価により助成 ・生産者の抛出と国の助成金とで造成する資金から、補てん基準価格からの低下額の一定割合を補てん(加工原料乳生産者経営安定対策、大豆作経営安定対策)
最低価格保障制度 てん菜・さとうきび でんぶん原料用 甘しょ・馬鈴しょ	新たな砂糖・甘味資源作物政策大綱 (11年9月) [12年度～]	・最低価格を下らない価格で買い入れられた作物を原料として製造された国内産糖 又はでん粉について、 <u>交付金支払い又は政府買入れの対象とすることにより最低価格を保証</u>
経営安定対策 うんしゅうみかん りんご	[13年度～]	・生産者の抛出と地方公共団体及び国の助成による資金により補てん基準価格からの低下額の一定割合を補てん(果樹経営安定対策)
安定基金制度 野菜 鶏卵	野菜[14年度～]	価格の著しい下落時に生産者の抛出並びに国及び都道府県の助成により造成された <u>安定基金</u> から <u>生産者に補てん金</u> を交付。
交付金制度+安定基金制度 肉用子牛	—	・指定肉用子牛の平均売買価格が保障基準価格を下回った場合に国から補給金を交付。 <u>更に、合理化目標価格を下回った場合に、国、県、生産者が積み立てた基金から補給金を交付。</u>
安定帯価格制度 指定食肉(豚肉・牛肉)	—	・ <u>農畜産業振興事業団</u> の売買操作や生産者団体の調整保管により、 <u>一定の価格帯</u> の中に市場価格を安定

○ 中山間地域等直接支払制度の概要

1 対象地域及び対象農用地

対象地域は、自然的・経済的・社会的条件の悪い地域
特定農山村、山村振興、過疎、半島、離島、沖縄、奄美及び小笠原の地域振興立法 8 法の指定地域及びこれらに準ずる地域として都道府県知事が指定した地域

対象農用地は、 の地域のうち、次のア～オに掲げる傾斜等により生産条件が不利で耕作放棄地の発生の懸念の大きい農振農用地区域内にある 1 ha 以上の一団農用地
ア 急傾斜農用地（田 1/20 以上、畑等 15 度以上）
イ 自然条件により小区画・不整形な水田（大多数が 30a 未満で平均 20a 以下）
ウ 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率の高い（70% 以上）地域の草地
エ 緩傾斜農用地（田 1/100 以上、畑等 8 度以上）
オ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落に存する農用地

2 対象行為及び対象者

対象行為は、適切な農業生産活動や農用地の管理を通じた耕作放棄の防止等を内容とする集落協定又は第 3 セクターや認定農業者等が耕作放棄される農用地を引き受ける場合の個別協定に基づき、5 年以上継続される農業生産活動等とする。
対象者は、協定に基づく農業生産活動等を行う農業者等

3 単価

単価は、中山間地域等と平地地域との生産条件の格差の範囲内で設定

（ 1 0 a 当たり ）	田	畑
急 傾 斜	2 1 , 0 0 0 円	1 1 , 5 0 0 円
緩 傾 斜 等	8 , 0 0 0 円	3 , 5 0 0 円

（注） 1 . 上記単価は、国及び地方公共団体が交付する交付金の合計（上限）である。
2 . 草地及び採草放牧地については、別途単価が決まっている。

4 地方公共団体の役割

国と地方公共団体が共同で、緊密な連携のもとで制度を実施する。

5 実施期間

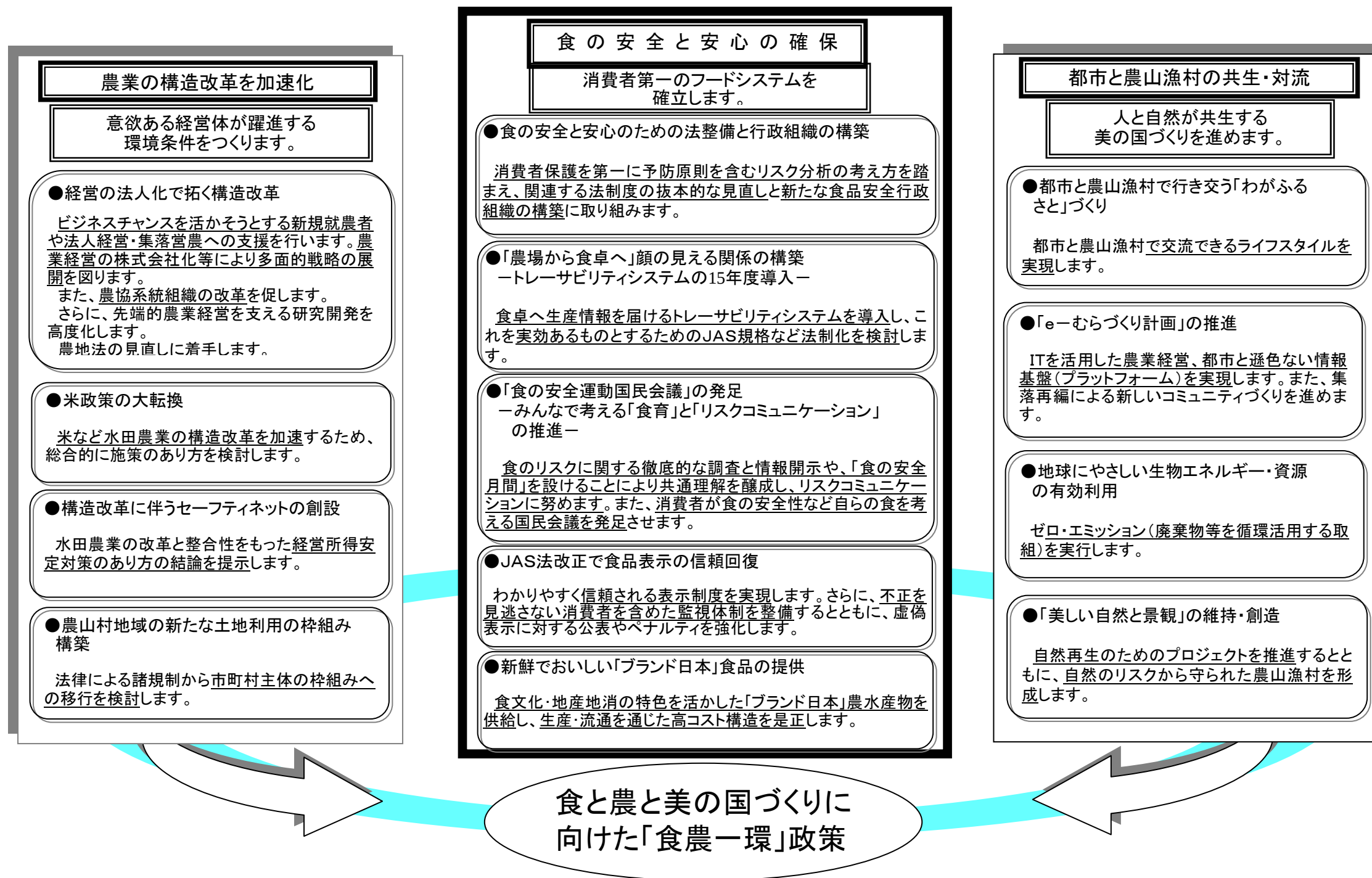
平成 1 2 ～ 1 6 年度（ 5 年間 ）

⑤「食」と「農」の再生プラン

- BSE 問題や食品の虚偽表示問題等に関連して、「食」と「農」に関する様々な課題が顕在化する中で、平成 14 年 4 月、農林水産省は、「食」の安全と安心の確保に向け、農林水産政策の抜本的改革の設計図として、「食」と「農」の再生プランを発表した。
- その後、国民の方々から頂いたご意見も踏まえ、同年 6 月には 16 年度までに取り組む具体的事項をまとめた「再生プラン工程表」を提示し、12 月には、「工程表の実施状況」をとりまとめ公表している。

「食」と「農」の再生プラン

消費者に軸足を移した農林水産行政を進めます。



(2) 食の安全と安心の確保

- 食品の安全性の確保についての基本理念、関係者の責務・役割、施策の基本方針等を定める「食品安全基本法(案)」をはじめとする関係法案を今次国会に提出予定。
- 食品の安全に関するリスク評価を行う食品安全委員会を内閣府に設置するとともに、農林水産省内においては、産業振興部局から分離して、食品分野における消費者行政とリスク管理業務を担う消費・安全局(仮称)を新設。
- 今後、国民の健康の保護を最優先とした政府全体の新しい食品安全行政に農林水産省が的確に対応していくための指針として、「食の安全・安心のための政策大綱」を新体制発足までにとりまとめる予定。

『食の安全・安心のための政策大綱(中間取りまとめ)』

大綱のねらい

- 農林水産省が、国民の健康の保護を最優先とした政府全体の新しい食品安全行政に的確に対応していくための指針
- 「消費者の視点に立った安全・安心な食料の安定供給」、「政策づくりへの消費者や生産者などの参画」の重要性について意識改革を徹

基本的考え方

- 食品安全委員会(仮称)がリスク評価を、農林水産省は厚生労働省などと分担・協力しながらリスク管理を担当
- 行政や生産者・事業者の取組が、消費者に「安心」、「信頼」として実感されるよう、食の安全・安心を確保するための政策を展開

消費者、生産者など関係者の意見を反映した施策づくり

生産から消費までの全体を考えた総合的な施策づくりと確実な実施

生産者・事業者による安全・安心な食品供給の促進

的確な危機管理

政策の展開方向

新たな食品安全行政に対応するための体制の見直し・強化

【農林水産省設置法の一部を改正する法律案】

- 関係行政機関との密接な連携
- 「消費・安全局(仮称)」の分離・新設等によるリスク管理体制の強化
- 「消費者情報官(仮称)」の新設によるリスクコミュニケーションの推進
- 「食品安全危機管理官(仮称)」を中心した危機管理への的確な対応
- コーデックス委員会などの国際機関、主要国との連携

産地段階から消費段階にわたるリスク管理の確実な実施

- 生産技術の改善、簡易な分析の実施等、産地の自主的なリスク管理の推進
- 農業資材、養殖用資材に関する制度の見直しと適正使用の推進

【食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案】
【飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案】

- HACCP手法などの導入、法令の遵守等適切な企業行動の促進

【食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(HACCP支援法)の一部を改正する法律案】

- 厚生労働省等との連携強化による人畜共通感染症等、家畜防疫体制の強化

【食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案】

消費者の安心・信頼の確保

- 厚生労働省と一体となった表示制度の運営、食品表示の監視の強化
 - 牛肉の生産情報管理等を義務づける法律の制定、JAS規格制度の創設等によるトレーサビリティの導入・普及
- 【牛の個体識別のため情報の管理及び伝達に関する特別措置法案】
- 「食を考える月間」の設定(毎年1月)等による食育の積極的な推進
 - 地産地消、環境保全型農業等、消費者と産地の信頼を深める取組の推進
 - 食品検疫などとの情報の共有化等による的確な動植物検疫の推進

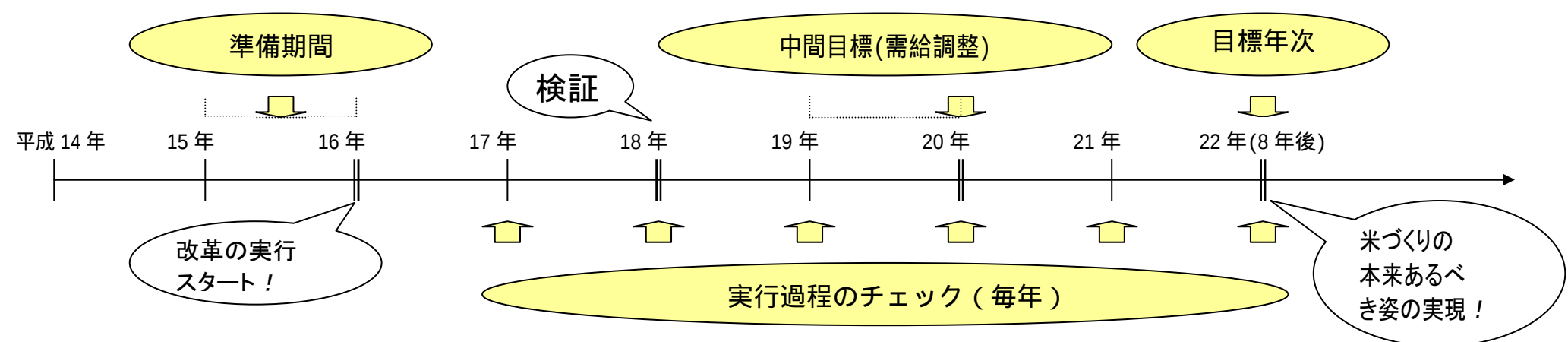
調査・研究の充実

- 分析・検査体制の拡充、検査件数の拡大等による調査・監視の強化
- リスク低減技術の開発等リスク分析を支える研究の強化と情報提供

(3) 農業の構造改革の加速化

① 米政策改革

- 米の消費の減少に拍車がかかり、価格の低迷とあいまって稲作農家の収入が減少するとともに、生産調整に対する限界感、不公平感が増大するなど、閉塞状況とも言うべき事態に立ち至っている水田農業の未来を切り拓くため、昨年12月「米政策改革大綱」を策定した。
- 平成22年度には米づくりのあるべき姿を実現すべく、需給調整、流通、構造政策・経営政策、生産対策の改革をパッケージとして進めていくこととしている。

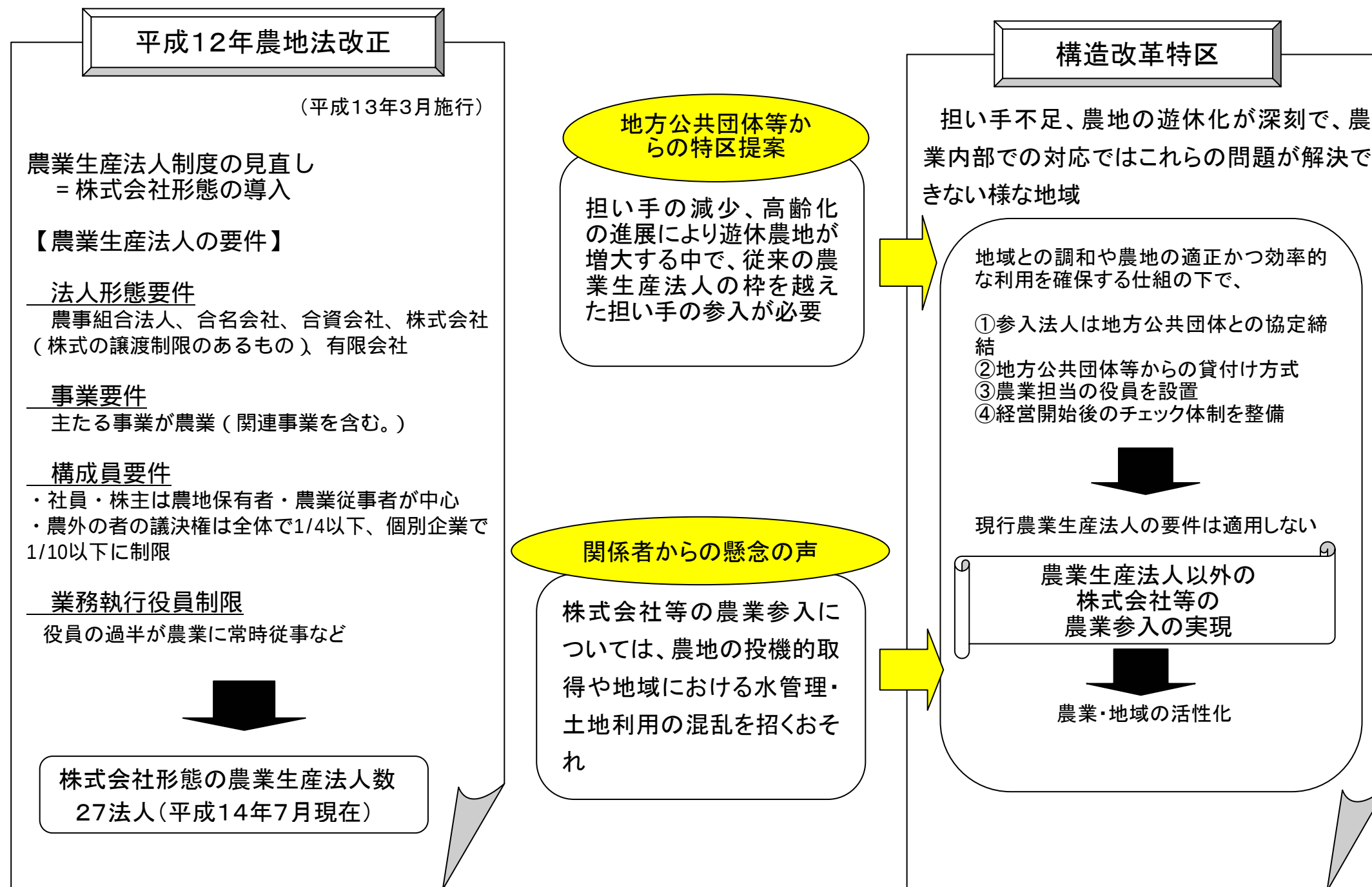


10の改革要点		
改革目標の明確化		
1 「米づくりの本来あるべき姿」を平成22年度までには実現		
食生活の変化の中で、外食、中食需要に ^{なかしょく} 応えられておらず、需要量が減少	→	多様な需要に応じて、消費者が求める供給体制を構築
担い手の育成が遅れ、生産構造が脆弱	→	プロ経営者の成長・拡大を支援し、21世紀の食料安定供給体制を構築
2 平成20年度からは農業者・農業者団体が主役となる需給調整を国と連携して構築（18年度に移行への条件整備等の状況を検証）		
国が県・市町村を通じて減反面積を配分することによって農業者には強制感	→	自主的・主体的調整体制に転換し、農業経営者の創意工夫を活かす
当面の需給調整システムの改革		
3 消費者ニーズ・市場動向を基にした調整方式への転換		
減反面積を配分していることから、面積を達成しても実効性があがらず米が余り、価格の低下が防げない 有機、直播などに取り組みにくい	→	生産数量を調整する方式により、実効性を確実に！ 豊作による過剰米について短期融資の仕組みを活用し主体的な販売環境整備を実施 消費者の安全志向・価格志向に応えた生産を促進
4 地域の発想で水田農業の構造改革を進める助成体系の構築		
地域の特性に関わりなく、全国一律でばらまきとの批判がある助成体系	→	地方分権の新たな発想の下に、地域自らが考えて行動する構造改革の取組に応えられる助成の方式へ 消費者が求める多様な農産物を、プロ経営者が中心となって効率的に生産供給する産地づくりを推進
消費者と生産者が身近に感じられる流通制度の構築		
5 流通規制の緩和		
規制の多い多段階流通と価格形成のあり方が、多様化する消費者ニーズに応えられない状況	→	消費者ニーズに応えた産地指定や直結取引などの促進と公正・中立な市場づくりによる複線・多様で安定的な供給体制の確保
6 消費者の安全・安心と表示の信頼性の確保		
消費者の食品表示に関する不信感の増大	→	生産者名、生産地等を容易に確認できる手法や新たな精米規格を導入し、消費者の表示に対する信頼を回復
7 危機管理体制の整備		
計画流通米（流通量の7割弱）を掌握することによる危機管理	→	米が足りない緊急時にも安定供給が図られる体制の整備
生産構造の改革		
8 担い手の経営安定		
価格の変動は、大規模な経営等担い手の経営に大きな打撃	→	プロ経営者が安心して積極的に挑戦できるようにセーフティネットを措置
9 担い手の育成		
主業農家のシェア 水田の4割	→	平成22年にプロ経営者のシェア 水田の6割
水田の有効な利活用		
10 多面的機能の発揮・自給率の向上		
近年の米消費の減少傾向が続くと28万haが不作付田	→	自然環境の保全などの多面的機能の発揮、自給率の向上のために水田の利活用の推進

②農地制度の見直し

- 構造改革特別区域法において、株式会社など農業生産法人以外の法人の農業参入を可能とするための特例措置が設けられたところであり、地域の特性に応じた地域農業の活性化等が図られるよう、その積極的な活用を図ることとしている。
- 農業経営の法人化及び認定農業者に対する農用地の利用の集積を一層促進するため、農業生産法人についての構成員資格の特例を設けるとともに、遊休農地の農業上の利用に関する計画の届出制度を設ける等の措置を講ずることを内容とする農業経営基盤強化促進法の改正法案を今国会に提出する予定である。

○ 構造改革特区における株式会社等の農業参入



③農協系統組織の改革

- 農協は、組合員である農業者に対して営農と生活に関わる各種サービスを総合的に提供する組織であるが、これまでの農協系統自身の改革において十分な成果が出ていない営農・経済事業を中心に農協改革を求める声が各方面から出ている。
- 昨年9月に、「農協のあり方についての研究会」が設置され、本年3月末までに検討結果を取りまとめることとしている。

○ 農協の主な事業

営農・経済事業	組合員の農業経営及び技術向上を図るための指導、組合員の生産する物資の販売、組合委員の事業又は生活に必要な物資の供給
信用事業	資金の貸付、貯金又は定期積金の受入等
共済事業	生命共済、火災・建物更正共済、自動車共済等
福祉事業	組合員の介護活動等の支援

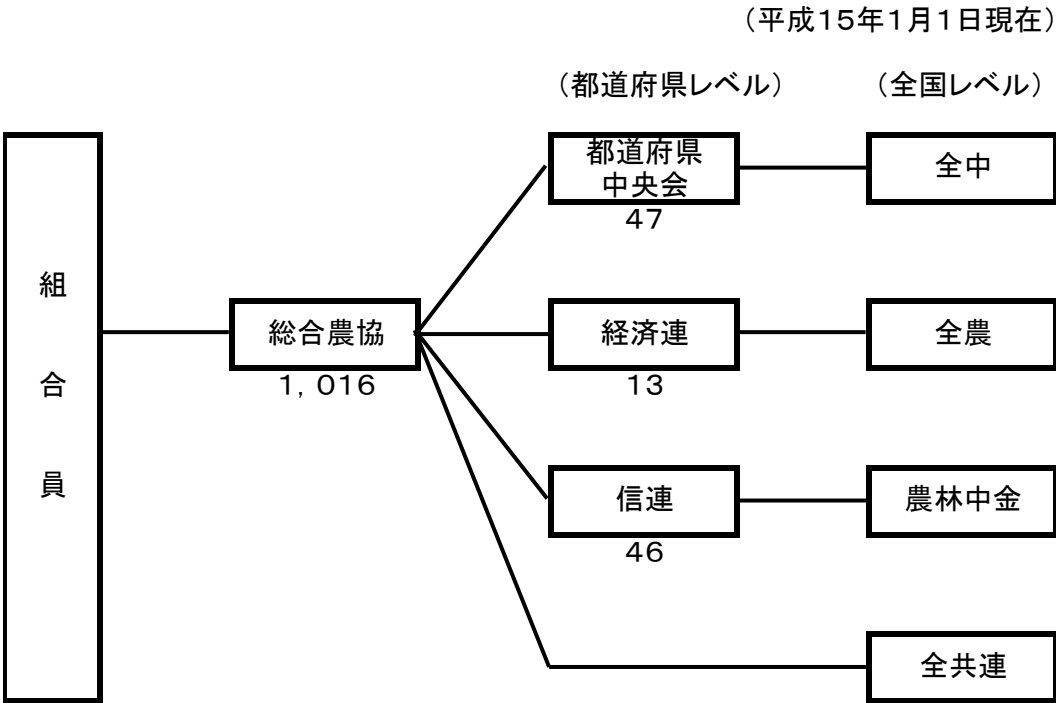
○ 大規模農家が農協を利用しない要因

(単位: %)

	価 格 が 高 い	値 引 き が な い	技術指導 が不十分	商系等と つながり がある	そ の 他
肥 料	24.6	15.8	6.2	41.5	11.9
農 薬	25.4	20.2	6.0	37.3	11.1
飼 料	36.2	10.6	2.1	38.3	12.8
資 材	30.2	12.7	6.3	36.5	14.3
農 機	22.7	13.3	2.7	53.3	8.0

資料: 全中「全国一斉調査」(平成8年4月1日時点)

○ 農協系統の組織図



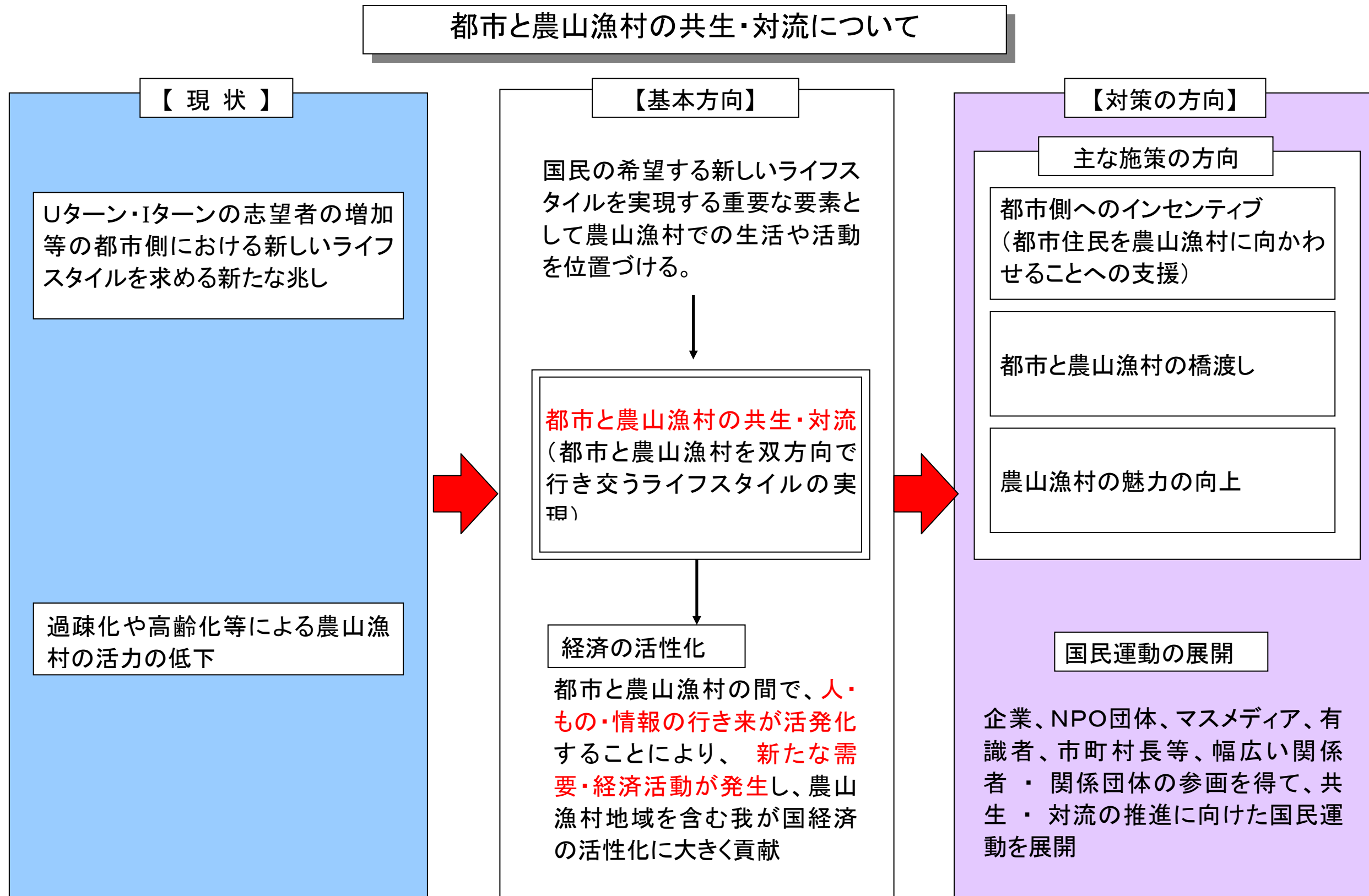
資料: 総合農協数は、全中「JA合併推進情報」

○ 「農協のあり方についての研究会」論点項目の整理(第2回資料抜粋)

- 協同組織としての農協のあるべき姿
- －改革の基本的視点－
- 消費者ニーズへの的確な対応
- 組合員の期待に応えうる健全な農協経営の確立
- 農協と農林水産行政との関係

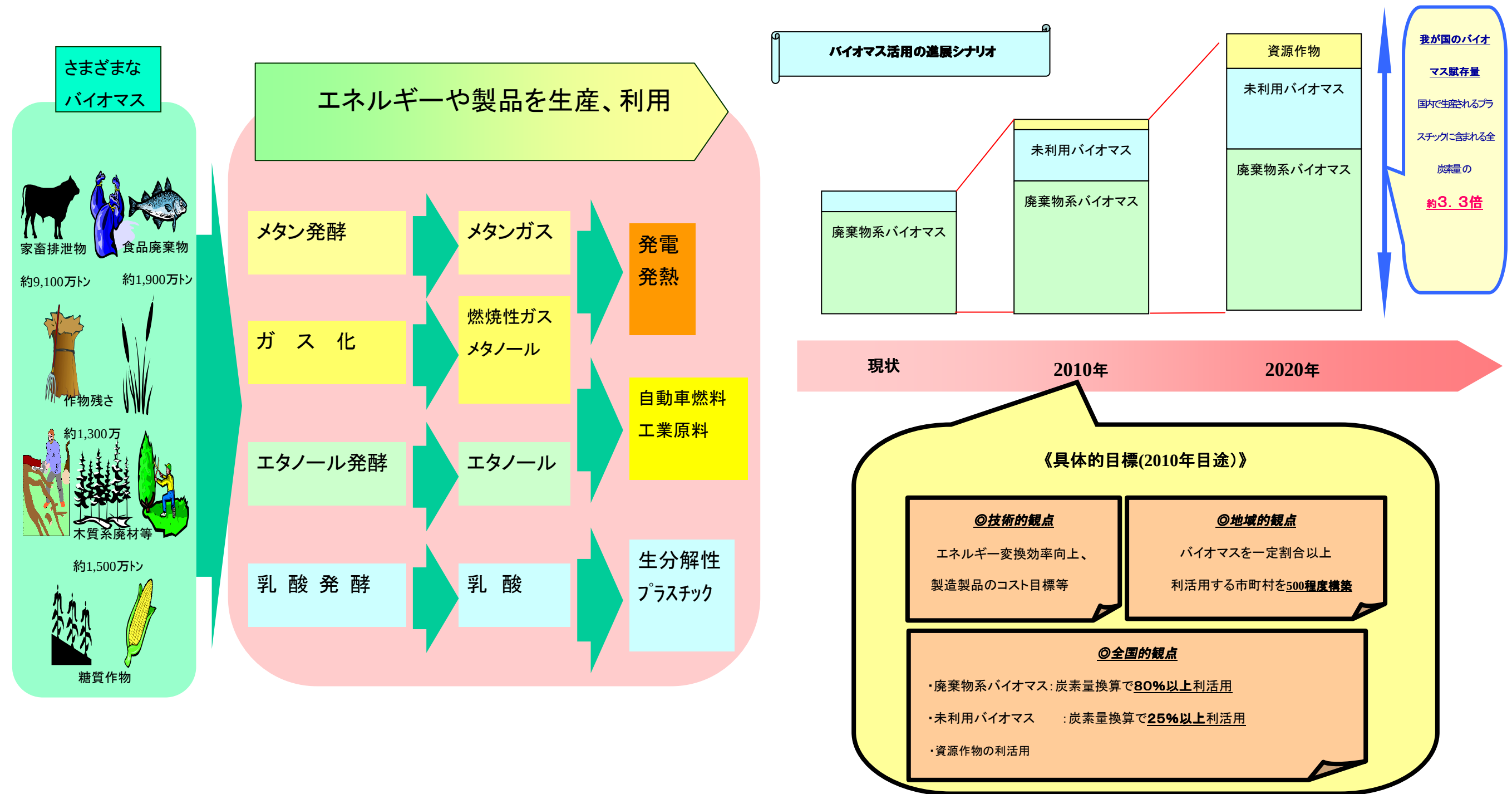
(4) 都市と農山漁村の共生・対流の推進

- 都市と農山漁村の共生・対流、農山漁村での生活や活動をベースとした新たなライフスタイルを大きな流れとしていくためには、①都市側、②農山漁村側、③都市と農山漁村のつながりのそれぞれの側面で施策を展開していく必要がある。



(5) バイオマス・ニッポン総合戦略

○ 平成 14 年 12 月、バイオマス(再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの)の最大限の利活用に向け、78 の具体的行動計画を盛り込んだ「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定された。



3. 食料・農業・農村をめぐる国際情勢

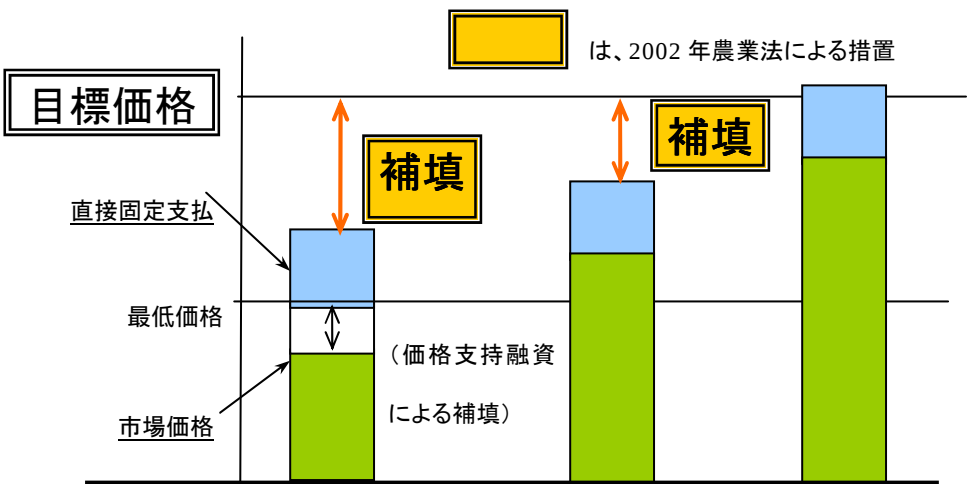
(1) 主要国の農業政策の動向

- 米国は、2002 年農業法により、価格変動対応型支払いを導入した。
- EU では、共通農業政策(CAP)の中間見直し案が議論されている。

米国

- 米国では、昨年5月、2002 年から 2007 年までの 6 年間を対象とする 2002 年農業法が成立した。基本的に 96 年農業法の政策を踏襲しつつ、ここ数年の価格低迷に応じた農家への追加支払いに変わる仕組みとして 価格変動対応型支払いが導入された。
- また、環境保全に関する予算を増額し、土壌・水質等環境の保全・改善を推進する農業活動を行う生産者に対する支払い(保全セキュリティ計画)を導入した。

○ 2002 年新農業法

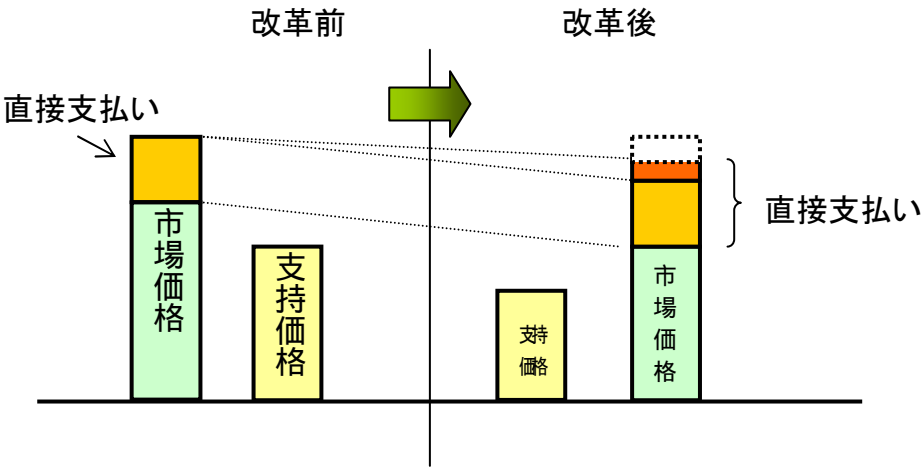


米国の96年農業法と2002年農業法との比較

96年農業法	2002年農業法
農家直接固定支払	継続 (大豆など対象品目を追加)
価格支持融資	継続 (豆類など対象品目を追加)
不足払いの廃止	価格変動対応型支払いの新設
作付の原則自由化	継続
環境保全対策	
土壌保全保留計画、環境改善奨励計画	既存施策の継続・拡充。保全セキュリティ計画の新設
	酪農市場損失支払の新設
	原産国表示制度の新設
期間: 1996年～2002年	期間: 2002年～2007年

EU

- EU では、共通農業政策(CAP)について、価格支持から生産刺激的でない直接支払いへの切替え等を内容とする改革を推進中(2000～2006 年)。
- 昨年 7 月、欧州委は、その 中間見直し案を加盟国に提示(本年 1 月には改訂案を提示)。本年夏までの合意を目指している。
- 共通農業政策の改革(2000～2006年)
- ・ 支持価格を引き下げ、その一部を農業者へ直接支払い。



[中間見直し案の概要]

- ・ 過去の一定期間(2000～2002 年度)の直接支払額をベースにした、生産とリンクしない単一直接支払いの導入(小麦、米、牛肉、酪農等)
- ・ 直接支払いを段階的に削減し、その予算を農村開発及び他の改革予算(砂糖、オリーブ油等)へ振り向け
- ・ 穀物・酪農の支持価格の引下げ及び直接支払い単価の引上げ
- ・ 品質、食品安全、動物愛護への支援

(2)WTO農業交渉の状況

- 2000 年 3 月に開始された WTO 農業交渉は、他分野の交渉とともに、2005 年 1 月 1 日までに終結することとされている。
- 本年 3 月末に予定されているモダリティ(国境措置、国内支持、輸出補助金等の削減のあり方)の確立に向け、精力的な議論が行われているが、米国・ケアンズ諸国等と、我が国・EU 等との考えの違いは大きい。

○ WTO 農業交渉のスケジュール

2002年	
3/25-26	WTO農業委(第3フェイズ開始)
6/3-4	WTO農業委(輸出競争)
6/17-20	“(”)
7/29-30	WTO農業委(市場アクセス)
9/2-3, 6	“(”)
9/4-5	WTO農業委(国内支持)
9/23-27	“(”)
11/14-15	非公式ミニ閣僚会合(於:シドニー)
11/18-22	WTO農業委(更に議論が必要な事項)
12/18	農業委員会議長が「概観ペーパー」を呈示
2003年	
1/22-24	WTO農業委(想定されるモダリティの包括的実質的な検討)
2/14-16	非公式ミニ閣僚会合(於:東京)
2/24-28	WTO農業委(モダリティ1次案の検討)
3/25-31	WTO農業委(農業モダリティ確立)
9/10-14	WTO第5回閣僚会議(メキシコ)(農業について各国包括的譲許表案提出)
2004年	(各国譲許表に基づく交渉)
2005年	
1/1	WTO交渉の終結(全分野包括一括受諾)

○ WTO 農業交渉における各国の主張

事 項		我が国	EU等フレンズ	米国	ケアンズ諸国	途上国
市 場 ア ク セ ス	関 税	・漸進的削減・品目ごとの柔軟性 (UR方式)[EU提案:最低15%、平均36% の引き下げ]		・スイスフォーミュラによる大幅・一律削減 (5年間で全品目25%未満に)		・先進国は大幅・一律 削減
	ア ク セ ス 数 量	・ルールの改善 (消費基準年の見直し、加 重措置の解消)	・運用ルール明確化 ・数量は基本的に現 行水準	・一律拡大 (5年間で枠を20%拡 大)	・一律拡大 (5年間で消費量の20 %を上乗せ)	・先進国は大幅・一律 拡大
	輸 入 国 家 貿 易	・ 透明性強化 ・輸入国貿は食料安 保に重要な役割	・透明性強化	・輸入独占を禁止	・更なる規律の強化	・途上国の輸入国貿の 重要な役割について 配慮
国内支持 (AMS)		・漸進的削減・品目ごとの柔軟性 (約束水準からの総合AMS方式による引下げ) [EU提案:約束水準から55%削減]		・大幅・一律削減 (5年間で農業生産額 の5%まで削減)	・先進国は5年間で、途 上国は9年間で撤廃 (初年度50%の削減)	・先進国は撤廃
輸出規律	輸 出 補 助 金	・削減[EU提案:平均 45%削減]	・削減[EU提案:平 均45%削減]	・5年間で撤廃	・3年間で撤廃	・直ちに撤廃
	そ の 他	・輸出規制の輸出税 化・漸進的削減 ・輸出信用の削減	・輸出信用の削減	・緩やかな規律の 作成 ・規律の強化や削 減には反対	・厳格な規律の作成 ・規律に合致しない輸 出信用の即時禁止	・途上国への特別な配 慮

(注1)フレンズ: 非貿易的関心事項フレンズ国(日本、EU、スイス、ノルウェー、韓国、モーリシャスの6カ国)。

(注2)UR方式: 全品目平均の引下げ率と、品目ごと最低の引下げ率を設定。毎年等量で削減。

(注3)総合AMS方式: AMS(助成合計量＝①価格支持相当額＋②削減対象補助金額)を全品目の総計で削減する方式。

(3) FTAをめぐる状況

世界的に FTA の数が増える中で、我が国は、14 年 1 月、シンガポールとの FTA に署名。メキシコをはじめとする各国と、FTA を含む経済連携に向けた交渉・議論を行っている。

- 自由貿易協定 (FTA) は、協定構成国のみを対象として、排他的に関税の撤廃やサービス貿易・投資の自由化等を実施する仕組み。GATT24 条により、構成国間の実質上の全ての貿易について関税を撤廃することが求められている。
- シンガポールとの日星新時代経済連携協定 (14 年 1 月署名、11 月発効) においては、既に無税の農林水産品 486 品目 (農林水産品全体の 21%) を対象に含めた。
- 各国との協議に、農林水産省は、外務省、財務省、経済産業省とともに共同議長省として参画。
- 農林水産物の取り扱いに関する論点
 - ① FTA 交渉を行う場合には、農林水産分野をセクターごと排除することなく包括的分野を交渉対象とすることが必要。
 - ② 農林水産分野を含む各分野において利害得失を十分に検証する必要。
 - ③ 交渉を行う場合には、食料安全保障の重要性を始めとする我が国の立場について、交渉相手国の十分な理解を求め、できる限り我が国農林水産業における構造改革の努力に悪影響を与えないよう配慮する必要。

○ 各国との議論の状況

相手国	状況
メキシコ	14 年 11 月より、1 年程度での終了を目標に政府間交渉を開始。
韓国	14 年 3 月に産学官共同研究会の発足に合意し、これまで4回の会合を開催。
ASEAN	14 年 11 月の日アセアン首脳会議において、FTA の要素を含み得る包括的経済連携を 10 年以内のできるだけ早い時期に実現することで合意。
タイ	14 年 9 月以降、両国の関係省庁間の作業部会を3回開催。
フィリピン	14 年 10 月以降、両国の関係省庁間の作業部会を 2 回開催。
豪州	14 年 5 月の首脳合意に基づき、より深い経済的つながりのための課長級会合をこれまで 2 回開催。
チリ	13 年 6 月、JETRO とチリ外務省の共同研究会が FTA の早期締結を提言。
台湾	14 年 6 月、産業界による FTA 検討会が立ち上げ。